

2021 網走信用金庫の現況 2021 ディスクロージャー DISCLOSURE



いつも身近なおつきあい

あばしんきん



美幌町：美幌峠の雲海



■シンボルマーク

網走信用金庫のシンボルマークは、澄んだ空、澄んだ海、白い波、オホーツクの美しい自然をテーマにつくられました。

円を水平に二等分し、上の明るいブルーは青空を、下の深みのあるブルーは海を、水平に走る三本の白い線は波をそれぞれ表現しております。また、空と海は無限の広がり、波は発展を、全体の円形は安心感と親しみやすさを表しております。

ごあいさつ



理事長 伴 道 弘

盛夏の候、皆さまには、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、網走信用金庫に対しまして、格別なるご愛顧、ご支援を賜り心より厚くお礼申し上げます。

ここに2020年度の網走信用金庫の現況をまとめた「2021年版ディスクロージャー誌」を作成いたしました。当金庫の活動を支えていただきました皆さまに感謝申し上げますとともに、本誌を通じまして当金庫の営業概要等を報告させていただきますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

さて、2020年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という、これまで経験したことのない事態に対応が求められた1年となりました。緊急事態宣言の発令や外出並びに営業の自粛要請によって活動に制限が加えられ、様々なイベントが中止や延期を余儀なくされるなど、日本経済が大きな打撃を受けております。

北海道におきましては、観光や食産業を中心に幅広い業種に大きな影響が発生し、未だその出口は見えない状況です。

一方、コロナ禍におけるビジネススタイルの変革やデジタル化に伴い、感染拡大の防止と経済活動の両立を目指す取り組みが加速化しております。都市に集中していた労働力は、在宅勤務や出勤規制の導入によって勤務地を限定しない勤労を可能にする等、人口減少や経済の縮小が課題となる地域に、ニューノーマルの新たな取り組みの可能性を示しております。

当金庫は、地域の経済循環の維持と発展に一層貢献することを念頭に、新しい中期3か年経営計画をスタートしました。私たちは「つなぐ絆×つながる未来」をテーマとして、金融を通じて地域と地域の皆さまとのリレーションシップを追究し、「MOTTO（もっとできること）・KITTO（きっと未来に繋がること）・ZUTTO（ずっと継続すること）」を意識した活動を展開します。地域社会全体の成長と幸せづくりのために、私たちは地域とともに成長を遂げて参りたいと思います。

「地域から必要とされる金融機関」の実現に向かい、引き続き皆さまの発展に尽力して参りますので、これからもご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年7月

経営理念

- 一、地域の繁栄に貢献します
- 一、地域から信頼される信用金庫を目指します
- 一、働きがいのある職場の実現を目指します

基本方針

郷土の繁栄に貢献し、ひいては日本経済の発展に寄与することを念願として

- 一、健全経営を維持し
- 一、顧客には満足を
- 一、職員には働く喜びを与える

ことをモットーとして業務を推進する



(本部)

創 立/大正15年3月6日
本 店/網走市南4条西1丁目8番地
TEL(0152)43-3111
本 部/網走市南5条東1丁目4番地1
TEL(0152)44-5171
店舗数 20店舗 (1出張所を含む)
網走地区 13店舗 (1出張所を含む)
北見地区 3店舗
釧路地区 2店舗
帯広地区 2店舗

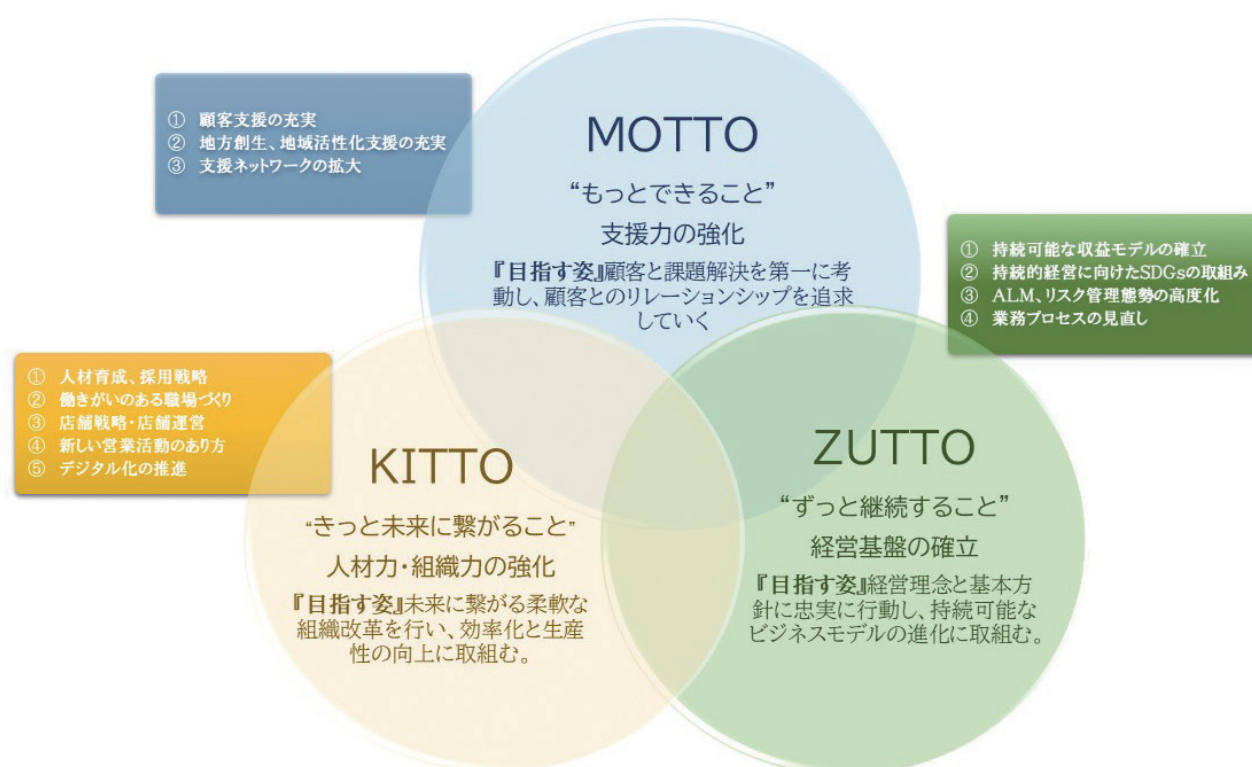


(本店)

中期3か年経営計画 (2021年度～2023年度)

「つなぐ絆 × つながる未来」

私たちは金融を通じて地域と地域の皆さまとのリレーションシップを追及し、「MOTTO (もっとできること)・KITTO (きっと未来に繋がること)・ZUTTO (ずっと継続すること)」を意識した活動を展開します。

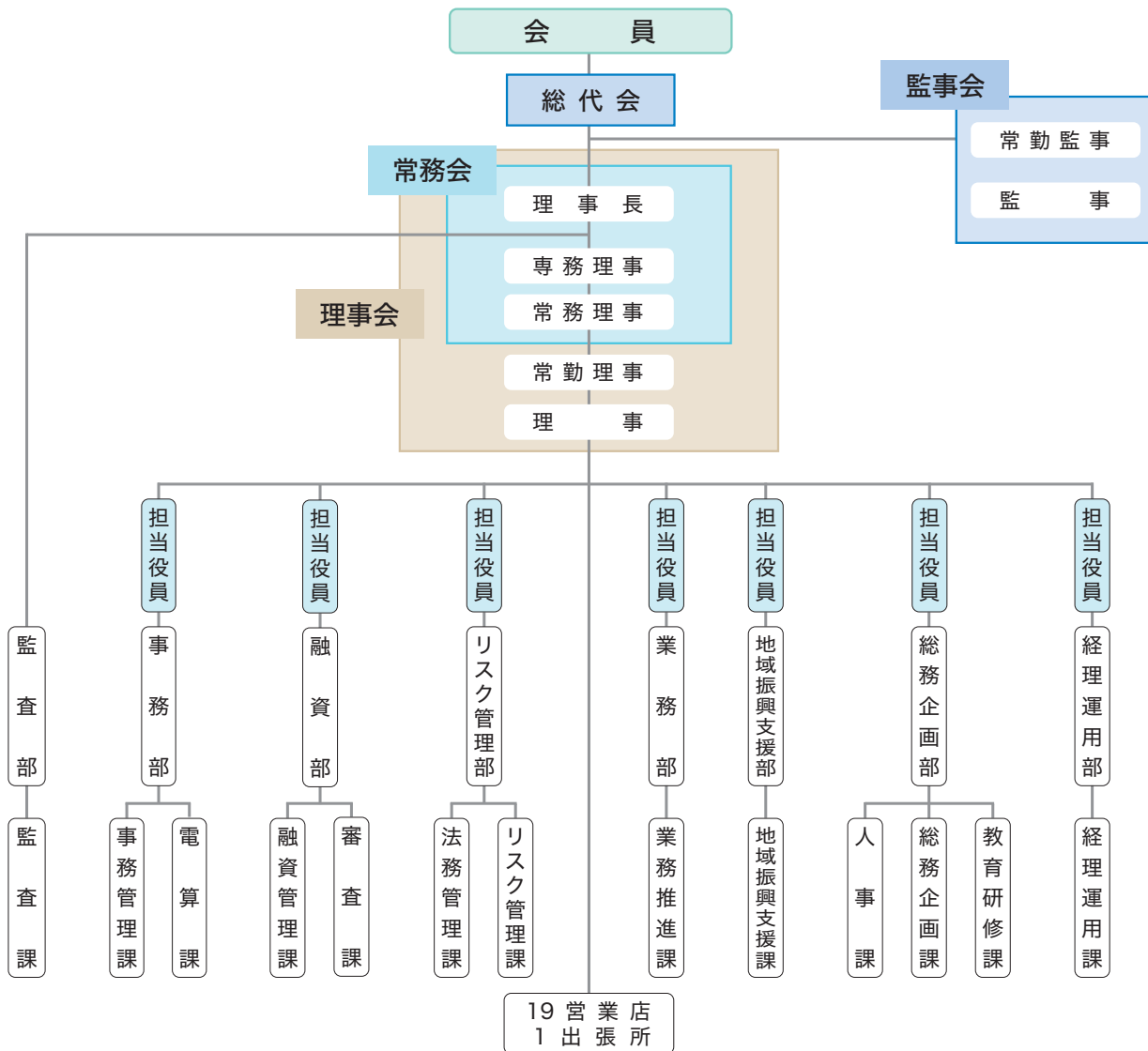


目次

	ページ		ページ
ごあいさつ	1	コンプライアンス (法令等遵守).....	17
経営理念・基本方針・金庫概要	2	苦情処理措置・反社会的勢力への対応	18
中期3か年経営計画	3	預金業務、融資業務、各種サービス...	19
事業の組織図	4	総代、総代会の仕組み	20
金庫の主要な事業の内容	5	地域貢献・トピックス	22
事業の概況	6	金庫のあゆみ	23
中小企業の経営改善支援の取組み ..	10	資料編	24
地域活性化への取組み	14	法令等開示項目索引	42
リスク管理態勢	15	事務所の名称、所在地及び営業地区	43

事業の組織図

網走信用金庫 組織図



役員体制 (2021年6月末現在)

理事長	伴 道 弘	(代表理事)
常務理事	小野寺 寛 幸	(代表理事)
常務理事	川 畑 徹	(代表理事)
常務理事	石 井 直 紹	(代表理事)
常勤理事	熊 谷 政 博	
理 事	土 橋 利 文	※1
理 事	郷 右 近 英 宣	※1
理 事	佐 藤 定 由	※1
常勤監事	薦 田 昌 人	
監 事	北 野 清 丸	
員外監事	川 瀬 敏 朗	※2



常勤役員 左より

- 薦田常勤監事
- 川畑常務理事
- 伴理事長
- 小野寺常務理事
- 石井常務理事
- 熊谷常勤理事

※1 信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

金庫の主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等の取扱い

2. 貸出業務

- ① 手形貸付、証書貸付及び当座貸越の取扱い
- ② 銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形等の割引

3. 為替業務

内国為替業務（送金為替、振込及び代金取立等）及び外国為替業務の取扱い

4. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のための、国債、地方債、社債、株式、その他の証券への投資

5. 付帯業務及びその他の業務

(1)代理業務

- ① 日本銀行歳入代理店
- ② 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構等の代理店業務
- ③ 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
- ④ 信金中央金庫が取扱う信託商品の信託契約代理業務

(2)有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

(3)両替

(4)有価証券の貸付

(5)債務の保証

(6)公共債の引受及び国債等債券の窓口販売

(7)保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）

(8)国、地方公共団体、企業等の金銭の収納、その他金銭に係る事務の取扱い

(9)宝くじの販売事務

(10)電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

信金中央金庫と信用金庫

信金中央金庫は、信用金庫の出資によって設立された協同組織の金融機関であり、全国の信用金庫を会員とする「信用金庫のセントラルバンク」です。信金中央金庫は、信用金庫業界のコンサルタントあるいはホームドクターとしての役割を担っており、信用金庫の健全性を確保し、信用金庫業界の信用力の維持・向上を図ることを目的として「信用金庫経営力強化制度」を創設し、以下の3制度で構成されております。

1. 経営分析制度

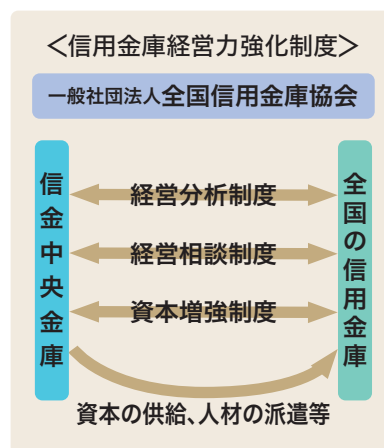
信用金庫から経営に関する資料の提出を受け、当該資料に基づき客観的に信用金庫の経営分析を実施する制度です。

2. 経営相談制度

経営分析の状況に応じ、信用金庫に対し経営全般または個別課題に関する経営相談を勧奨のうえ実施する制度です。

3. 資本増強制度

資本の増強を必要とする信用金庫から、経営の健全性のための計画の提出を受け、実地調査を実施のうえ資本を提供する制度です。



信金中央金庫 〈SCB〉

- ◎総資産・・・43兆円（2021年3月末現在）（連結ベース）
- ◎自己資本比率・・・25.60%（2021年3月末現在）（連結ベース）
- ◎不良債権比率・・・0.27%（2021年3月末現在）
- ◎会員金庫数・・・全国254金庫（2021年3月末現在の全ての信用金庫を会員としております）

事業の概況

■ 事業方針

2020年度は、2018年度(平成30年度)からスタートしました中期3か年経営計画の最終年度にあたり、昨年度に引き続きこの中期3か年経営計画のテーマである「可能性への挑戦」に基づき、経営理念と基本方針に忠実に金融仲介機能の発揮を行って参りました。

中期3か年経営計画にて掲げております3つの項目、

1. 「期待に応える存在感の向上」
1. 「地域を守る体力の向上」
1. 「情熱を育てるサポート力の向上」

の具現化を目指し、ソリューション営業を展開するための「お客様シート」の活用によって、当金庫が

地域の皆さまと課題を共有し、実効性の高い経営改善を強化するなど、新たなサービスを展開したほか、取引先や地域の皆さまへの積極的なご支援によって、地域経済の発展に寄与できる「必要とされる金融機関」を目指してまいりました。また、当金庫が指定金融機関を担う地方公共団体との包括連携を締結するなど、地域との結束を強化し、豊かな地域コミュニティの実現を進めております。

この地域において認識する課題に対し、引き続き、本業支援や経営改善支援のさらなる強化を図り、皆さまとしっかり向き合う伴走支援を実践して参ります。

■ 金融経済環境

2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態への対応に迫られる1年となりました。緊急事態宣言の発令や外出自粛要請、営業自粛要請など、活動に制限が加えられる中で、ニューノーマルと言われる「新たな日常」が生まれ、私たちの生活に大きな変化が訪れました。

日本経済は、国内外での人の移動に制限が加えられ、東京オリンピック・パラリンピックをはじめ、様々なイベントが中止や延期、規模縮小を余儀なくされるなど、人と人との交流を伴う経済活動への影響がとりわけ大きく、サービス業を中心として消費マインドが大きく落ち込みました。感染症の感染拡大を背景に、政府は所得補償や雇用の助成を含む総合的な経済対策を実施したほか、感染症の影響を受けた企業等の事業継続を資金繰り面から支援し、日本銀行は金融市場の混乱と实体经济の悪化の循環を回避するため、強力な金融緩和措置を実施しております。

海外経済については、感染症の拡大を防止するため、ロックダウンを含めた厳格な公衆衛生上の措置を多面的に実施し、世界経済は大幅に落ち込むこととなりました。広範な経済活動が抑制されたものの、各国政府の財政出動と中央銀行の金融緩和策により、世界の経済活動については一定の水準に戻っています。ワクチン接種の進展によって感染症の影響が徐々に和らぎ、経済活動の水準が高まることが期待されますが、変異しました新しいコロナウイルスが出現するなど、感染症の影響が収束するまでは注意が必要な状況です。

北海道では、いち早く独自の緊急事態宣言を発出し、感染防止に取り組みました。多くの業種が売り上げの減少を余儀なくされ、特に北海道ブランドとして発信していました「観光」と「食」の分野は大きな影響を受けました。今はまだ、感染拡大に予断を許さない状況ではありますが、観光需要を回復する呼び水として期待される観光支援事業「Go To トラベル」等による消費への刺激策が再開されれば、道内の経済循環に大きな効果が期待できると考えられます。

オホーツク管内においては、各自治体による地域内での経済循環の下支えのほか、網走市ではランニングアプリを使用して「オホーツク網走マラソン」をヴァーチャルで開催するなど、新しいスタイルでの企画が誕生しました。公共工事は庁舎等の建て替え等によって前年より増加しております。そのほか、建築確認件数では減少しておりますが、網走市では住宅着工戸数が前年比増となりました。当地の基幹産業の一つである漁業については、主力であるサケの漁獲量が前年並みとなったほか、マスの豊漁に支えられ、ホタテは前年より漁獲量は減少していますが時化被害前の収量に戻っており、総体での水揚げ量は概ね前年並みとなっております。

農業については安定的な天候に恵まれ、主要3品目の馬鈴しょ、てん菜については概ね前年並みの育成状況となり、それぞれでん粉含有量と糖度については前年程度となりました。小麦については前期より収量が低下しましたが、前年が特に豊作であったことが影響しており、概ね前年並みの収穫状況となっております。

観光については、人と人との交流に制限が加えられたほか、感染症への警戒感に後押しされ、特に箱型施設への入場が敬遠されるなど、大きな下押し圧力が続いています。訪日外国人観光客受入再開の目途が立っておらず、回復の不確実性は認識されるものの、この閉塞感によって旅行マインドが高まっている傾向にあり、2月10日よりLCCによる女満別空港と成田空港を結ぶ新たな航路が実現するなど、観光業を押し上げるためには宿泊業のみならず、地域が一体となって様々な取り組みを実践することが求められております。

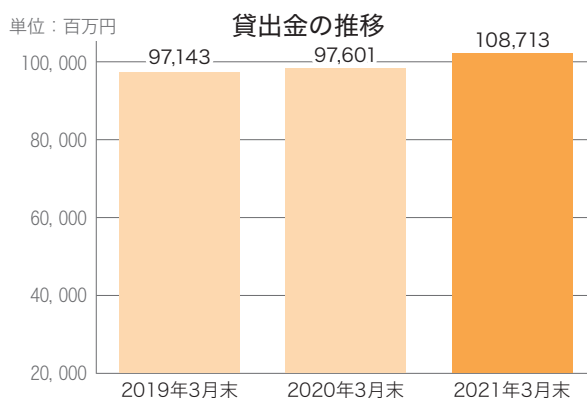
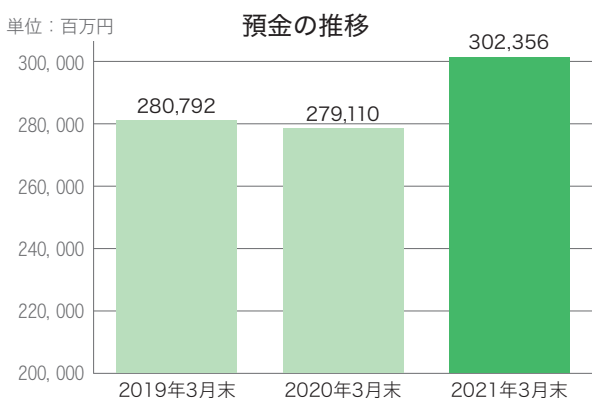
一方で、持続可能な開発目標(SDGs)の実現を目指し、社会的な要請に応えるために、新しい課題に挑戦する企業が生まれております。私たちは大きな変化に直面することとなりましたが、変化に対応することで新たなチャンスに繋げることができれば、それが新しいビジネスモデルになるものと考えております。

■ 主な業績

(1) 預金・貸出金の状況

預金については、個人預金が9,192百万円増加、法人預金が14,053百万円増加し、総体では対前期比23,246百万円（伸率8.32%）増加の302,356百万円（譲渡性預金含む）となりました。平均残高は、個人預金が6,906百万円増加、法人預金が7,851百万円増加し、総体では対前期比14,757百万円（伸率5.17%）増加の299,742百万円（譲渡性預金含む）となりました。

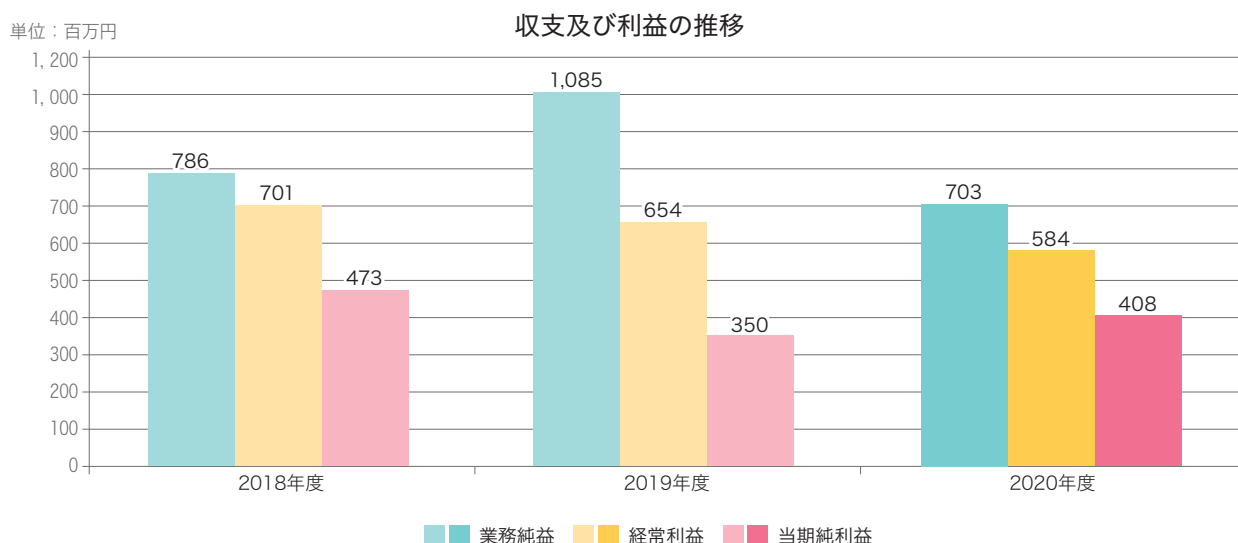
貸出金については、個人向け貸出金が15百万円減少、法人向け貸出金が11,127百万円増加（内公金等1,378百万円減少）し、総体では対前期比11,111百万円（伸率11.38%）増加の108,713百万円となりました。平均残高は個人向け貸出金で7百万円減少、法人向け貸出金で7,790百万円増加し、総体では対前期比7,782百万円（伸率8.09%）増加の103,931百万円となりました。



(2) 収支及び利益の状況

今年度は新型コロナ対策として実質無利子無担保の貸出により積極的に企業支援に取り組んだことから、貸出金残高は大きく増加いたしました。利回りの低下により利息収益は微増にとどまりました。一方で、市場金利の低迷を主因として預け金や有価証券利息配当金が減少したことに加え、今期は有価証券売却償還益の計上額が少額だったことから、経常収益は474百万円の減収となっております。費用関連では引き続き預金利息が減少したほか、経費の削減効果や貸倒引当金繰入額の減少により、経常費用につきましても404百万円減少いたしました。

この結果、経常利益は584百万円となり対前期比70百万円の減益となりましたが、法人税・住民税・事業税の負担が少なかったことから、当期純利益は58百万円の増益となり408百万円を計上いたしました。



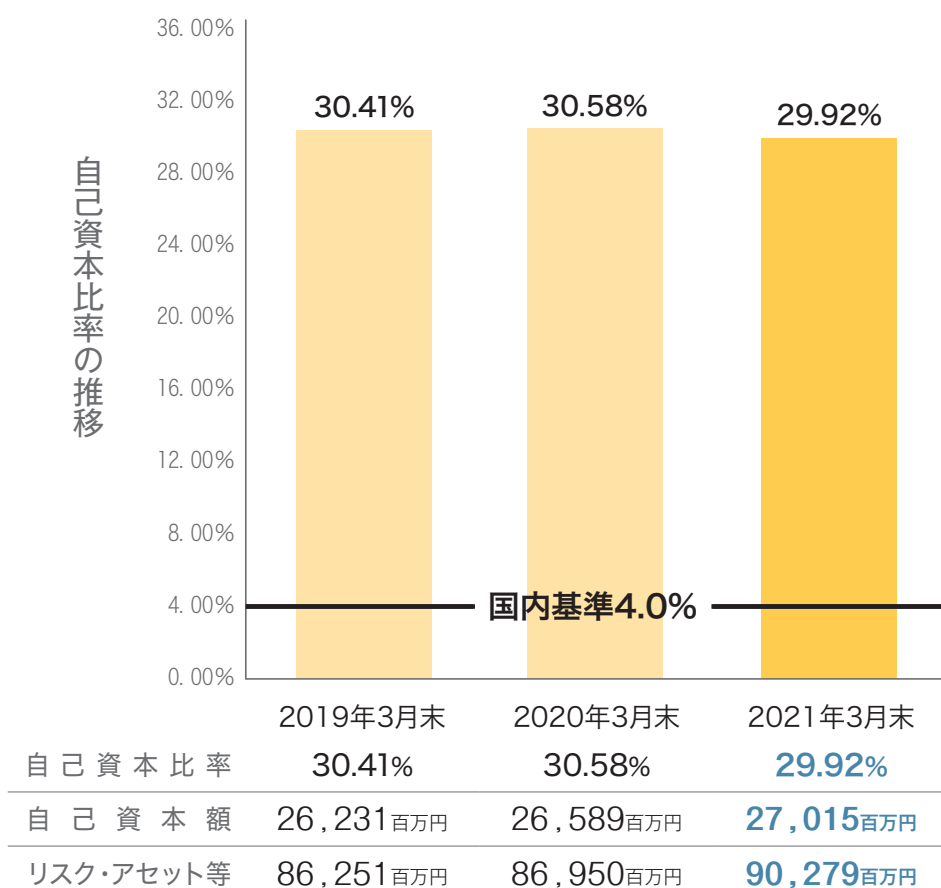
■ 自己資本比率

自己資本比率は、貸出金や有価証券等の資産（リスク・アセット）に対する、出資金や利益剰余金等で構成される自己資本額の割合を示しており、金融機関の健全性をあらわす最も代表的な指標とされております。自己資本比率は、その数値が大きいほど安全で健全性が高いとされており、国内のみで営業を行う金融機関は4%以上（国内基準）を維持することが求められております。

2014年3月期より、自己資本比率規制として「バーゼルⅢ」の国内基準が適用開始になり、「コア資本」（自己資本の中核となる出資金、利益剰余金等）の概念が導入され、「調整項目」（自己資本から控除する項目）が厳格化されるなど、これまで以上に自己資本の充実が求められております。

2021年3月期の自己資本比率は29.92%となり、引き続き高い水準を維持しております。今後とも、皆様から安心してお取引いただける信用金庫を目指して、健全な財務基盤を堅持してまいります。

網走しんきんの自己資本比率は
29.92%です。



2021年3月期の自己資本比率

$$\text{自己資本比率} \frac{29.92\%}{29.92\%} = \frac{\text{自己資本額} \quad 27,015\text{百万円}}{\text{リスク・アセット等} \quad 90,279\text{百万円}} \times 100$$

注1 自己資本額は、出資金、利益剰余金、一般貸倒引当金などから構成されており、前年同期比426百万円増加しました。

注2 リスク・アセット等は、資産科目のオン・バランス取引に係る信用リスク、債務保証等のオフ・バランス取引に係る信用リスク、オペレーショナル・リスクから構成されており、前年同期比3,329百万円増加しました。

注3 2021年3月期の自己資本比率は、分子にあたる自己資本額と分母にあたるリスク・アセット等がともに増加しておりますが、分母にあたるリスク・アセット等の増加割合が大きく、結果として0.66ポイント低下いたしました。

注4 自己資本額及びリスク・アセット等の詳細については34ページ以降を参照してください。

■ 2021年度の事業の展望

新型コロナウイルス感染症の大流行は、今なお世界経済に甚大な影響を与えており、医療機関をはじめ、地域を守るべく多くの方々が、感染症の封じ込めと経済活動の両立を目指して懸命な努力を続けております。その中で当金庫の役割は、地域の金融仲介機能を維持し、事業者の皆さまに対する資金繰りの支援の徹底や、本業支援における積極的な対応により、地域の経済循環の維持と発展に一層貢献することと認識しております。

当金庫は、2021年度より新しい中期3か年経営計画をスタートいたします。「つなぐ絆×つながる未来」とした新たなテーマを掲げ、

「MOTTO (もっとできること)・KITTO (きっと未来に繋がること)・ZUTTO (ずっと継続すること)」を意識した活動を展開します。

その活動では、

1. 「支援力の強化」を目指し、地域の皆さまと課題解決を第一に考動し、皆さまとのリレーションシップを追求します。

1. 「人材力・組織力の強化」を目指し、未来に繋がる柔軟な組織改革を行い、効率化と生産性の向上に取り組みます。

1. 「経営基盤の確立」を目指し、経営理念と基本方針に忠実に行動し、持続可能なビジネスモデルの進化に取り組みます。

不確実性が高く、将来予測が不可能な今こそ、私たちは未来のありたい姿を描き、これからの3か年に何を実践すべきかを検討いたしました。信用金庫として金融仲介機能を発揮することはもとより、地域社会全体の成長と幸せづくりに向けて、お客さまとひざ詰めでリレーションシップを追求することを、私たちの目指す姿「中期3か年経営計画」とさせていただきます。

私たち信用金庫は、地域と共にあることを強く認識し、地域全体の成長に貢献して参ります。

■ 主要な経営指標の推移

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	3,836,614千円	3,556,677千円	3,410,851千円	3,740,098千円	3,265,222千円
経常利益	822,078千円	747,444千円	701,631千円	654,895千円	584,156千円
当期純利益	582,722千円	536,063千円	473,688千円	350,724千円	408,912千円
出資総額	607百万円	602百万円	592百万円	577百万円	567百万円
出資総口数	12,157千口	12,048千口	11,851千口	11,555千口	11,350千口
純資産額	27,801百万円	27,611百万円	28,074百万円	27,209百万円	27,667百万円
総資産額	306,185百万円	310,080百万円	310,348百万円	307,373百万円	347,282百万円
預金積金残高	276,650百万円	280,393百万円	280,792百万円	279,110百万円	302,356百万円
貸出金残高	94,834百万円	95,088百万円	97,143百万円	97,601百万円	108,713百万円
有価証券残高	121,857百万円	113,076百万円	117,238百万円	105,718百万円	120,950百万円
自己資本比率	32.25%	31.74%	30.41%	30.58%	29.92%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	2円	2円	2円	2円	2円
役員数	13人	13人	11人	11人	11人
うち常勤役員数	7人	7人	6人	6人	6人
職員数	184人	183人	172人	162人	150人
会員数	23,465人	23,580人	23,528人	23,106人	22,836人

注1 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

注2 上記表の「預金積金残高」は譲渡性預金残高を含めております。

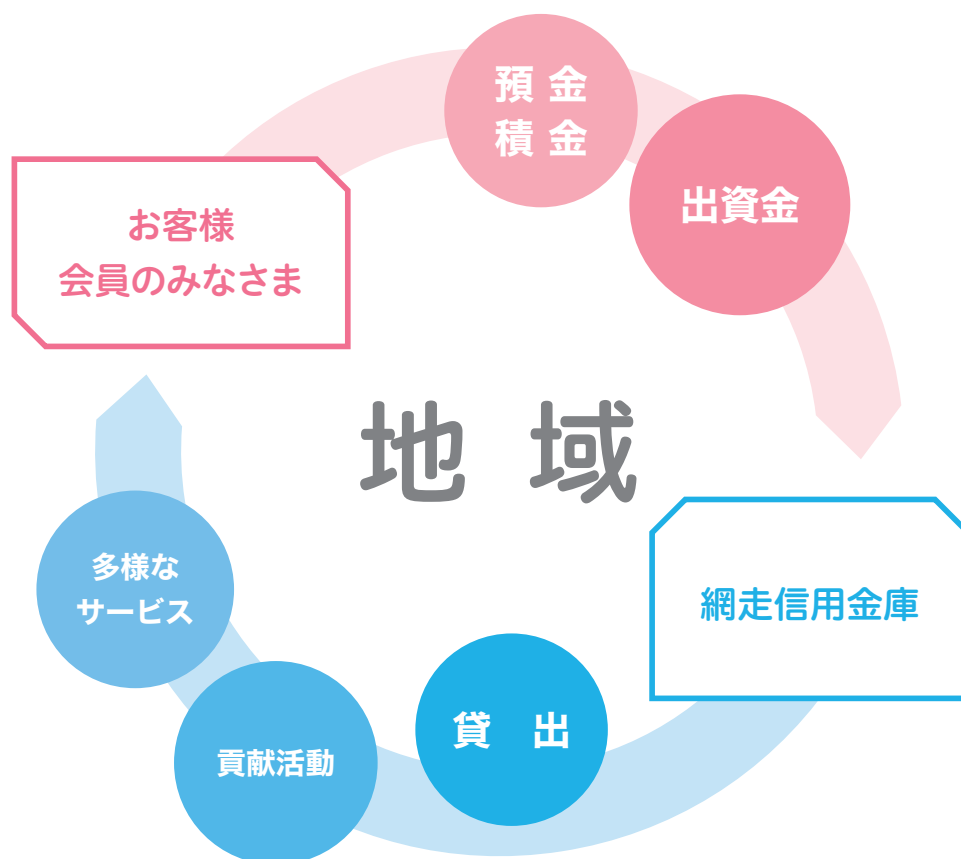
注3 職員数には嘱託職員が含まれております。

中小企業の経営改善支援の取組み

網走しんぎんは、相互扶助、地域経済の発展の願いのもとに誕生した協同組織型の地域金融機関です。金融機関業務を中心に、地域の一企業として地域に貢献し、社会的責任を果たしていきたいと考えております。

金融商品に係る勧誘方針（抜粋）

1. お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客様に適正な判断をしていただくため、当該金融商品の重要事項についてご説明をいたします。
3. 誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なるご説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。



お客様へのご融資方針

1. 社会、地域に貢献する地元中小企業の皆様を積極的に応援します。
2. 大口融資にかたよることなく、多数のお客様にご利用いただくことを基本姿勢としております。
3. 創業される方、新たな事業に取組みされる方のために、各営業店の融資窓口「創業・新事業相談窓口」を設置して、お気軽にご相談のできる窓口となるよう努めております。また、創業・新事業支援に係る制度資金の積極的な活用により、支援の充実を図っております。

1. 中小企業の経営支援に関する態勢状況

1. 中小企業の経営支援等に関する取組方針

①地域のニーズを的確に把握し、企業活動や経済活性化に向けた包括的な支援を行うために、専担部署として地域振興支援部を設置しております。

地域振興支援部では、営業店に寄せられるお客様の課題やニーズに対し幅広い解決方法を提案するために、外部支援機関等と連携しております。また、中小企業診断士、1級ファイナンシャル・プランニング技能士の資格を有する職員を配置し、質の高いコンサルティング機能の発揮を目指しております。

(連携している外部機関・自治体名)

外部機関・自治体名	名称	内容
東京農業大学生物産業学部	包括連携協定書	技術相談等の相談サポート、産学連携助成制度の運用、講師派遣など、地域経済活性化及び自立的発展に資する連携
北見工業大学	包括連携協定書	技術相談等の相談サポートなど地域経済活性化及び自立的発展に資する連携
国土交通省	建設産業生産性向上支援事業に関するパートナー協定書	中小・中堅の建設企業及び建設関連企業のための経営相談・支援
網走市、美幌町、大空町、小清水町、清里町	地方創生に関する連携及び協力に関する連携協定書	地方創生に関する地域経済の活性化に関する事業など
北見市	地方創生に関する連携協定書	地方創生に関する地域経済の発展に資する事業など
株式会社日本政策金融公庫	業務連携・協力に関する覚書	地域における創業支援等の分野にかかる連携
株式会社商工組合中央金庫	業務連携・協力に関する覚書	地域経済の活性化、新分野進出・新事業展開に関する連携
一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワーク	事業承継支援業務協力契約書	事業承継（M&Aを含む）に関する相談・助言業務
網走商工会議所	包括連携協定書	地域経済の活性化につながる事業における連携
T K C北海道会	中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書	T K Cモニタリング情報サービスの活用など地域社会の発展に寄与するもの
パーソルホールディングス株式会社	業務提携契約書	人材紹介サービスにおける連携
株式会社マイナビ	業務提携契約書	人材紹介サービスにおける連携
フードバレーとかち推進協議会	連携協力に関する協定書	地域経済の活性化に寄与する事業における連携

②金融仲介機能の発揮を高めていくために、ファイナンシャル・プランニング技能士や農業経営アドバイザー、医療経営士等、専門的な知識を有する資格者が活躍しております。また、お客様のより良いパートナーを目指し、各種の資格取得に努めているとともに、内部研修の実施と外部研修への参加を積極的に実施しております。

③東京農業大学生物産業学部や北見工業大学との連携をもって進められる技術開発や商品開発等に対して助成を行う「産学連携事業助成制度」を運用しており、2012年4月の設立から10事業を採択しております。

④一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワークと道内11信用金庫で組織している「しんきん支援ネットワーク」にて、事業承継の課題解決をサポートしております。

⑤「中小企業経営力強化支援法」に基づく「経営革新等支援機関」として認定を受けております。

⑥「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」地域プラットフォームへ参加しております（網走ビジネス創造等プラットフォーム、北海道ビジネス創造連携プラットフォーム）。

⑦道内金融機関等と各種ファンドを組成しております。

⑧各種制度を活用した外部専門家派遣を実施しております。

2. 企業の経営支援に関する取組状況

1. 創業・新事業開拓支援

①創業・新事業のご相談を承った事業先に対して、資金支援後も定期的な訪問面談を2年間継続し、その際の状況把握を本部においても共有しております。また、ご支援した企業の成長段階に応じたご相談もお受けしております。

②各地の地方公共団体、商工会議所等を定期的に訪問し、創業・新事業の案件発掘を行うなど積極的な資金支援を行い、2020年度実績は、4件175百万円となりました。

③ものづくり補助金、先端設備導入計画など各種補助金申請をサポートしており、2020年度は19先の申請をサポートしております。

2. 企業の成長段階支援

①取引先企業の成長段階に応じた支援として、北海道内外の商談会情報の提供や北海道東部信用金庫が連携して実施する商談会、営業店のお取引先企業同士のビジネスマッチングを行うなど、お取引企業に対する販路拡大支援を行っております。2020年度は3社の取引先拡大につながりました。

3. 企業の経営改善・事業再生等の支援

①経営改善指導支援では、お取引先事業先16先の了解のもと、定期的な事業訪問を行うなど、各社の財務改善、安定経営に向けた経営改善支援に取り組んでおります。経営改善指導は原則3年間とし、企業が抱える問題点と到達点を明確にし、経営実績等の定量面だけでなく、定性面での分析力の精度向上を図り継続して取り組んでおります。

■経営改善支援等の2020年度取組実績（2020年4月1日～2021年3月31日）

	期 初 債務者数 (A)	Aのうち 経営改善 支援取組数 (B)				経営改善 支援取組率 (B/A)	ラ ン ク ア ッ プ 率 (C/B)	再生計画 策 定 率 (E/B)
			B の うち ランクアップ した先(C)	B の うち ランクアップ しなかった先(D)	B の うち 再生計画 策定先(E)			
正 常 先 ①	1,234	0	—	—	—	0.0%	—	—
要 注 意 先	うちその他注意先 ②	470	15	1	14	3.2%	6.7%	100.0%
	うち要管理先 ③	6	0	0	0	0.0%	—	—
破 綻 懸 念 先 ④	155	1	0	1	1	0.6%	0.0%	100.0%
実 質 破 綻 先 ⑤	29	0	0	0	0	0.0%	—	—
破 綻 先 ⑥	2	0	0	0	0	0.0%	—	—
小計(②～⑥の計)	662	16	1	15	16	2.4%	6.3%	100.0%
合 計	1,896	16	1	15	16	0.8%	6.3%	100.0%

②お取引先の経営課題を解決するため外部専門家の派遣を実施しており、2020年度は8項目の課題に対して専門家の派遣・相談を実施しております。

③事業承継支援では、一般社団法人しんきん事業承継支援ネットワークと北海道内11信用金庫が連携して事業承継の課題に対応する「しんきん支援ネットワーク」を組織しており、専門家による個別訪問やM&Aの相談対応も実施しております。2020年度は65先に対し個別訪問（しんきん支援ネットワークなどの外部専門家、当金庫独自の個別訪問等）を行い、事業承継に関する課題解決に努めております。

④定期的に網走商工会議所と情報交換会を実施し、2020年11月に「中小企業の働き方改革」についての講演会を実施しております。また、2020年11月に網走市、美幌町、小清水町、清里町の4自治体の職員を対象に「未来を考える勉強会」を開催し、地域における課題の解決策について意見交換を実施しております。

3. 金融円滑化対応について

中小企業等金融円滑化法は2013年3月31日をもって終了しましたが、同法終了後におきましても、下記のとおり当金庫の金融円滑化に係る方針に変更はなく、従前同様にコンサルティング機能の発揮、地域のお客さまへの必要な資金の安定供給をはじめとして、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 金融円滑化対応に関する方針の概要

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、重要な社会的使命の一つです。私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

- ・お客さまの経営実態・生活実態等を踏まえて、新規ご融資や貸付条件の変更等を適切に行うよう努めてまいります。
- ・お客さまの経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を適切に行うよう努めてまいります。
- ・融資お取引に関し、お客さまに対する説明を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。
- ・お客さまからの融資お取引に係るお問い合わせ、ご相談、ご要望及び苦情への対応を適切に実施するよう努めてまいります。

2. 金融円滑化に係る苦情相談受付体制について

- 本店及び各支店の融資相談窓口に「金融円滑化ご相談窓口」を設置しております。
- 本部リスク管理部に「金融円滑化苦情相談フリーダイヤル」を設置しております。

金融円滑化苦情相談フリーダイヤル	
電話番号	0120-223-865
受付時間	平日 9:00～17:00

3. 貸付条件の変更等実施後の支援体制について

当金庫では、当金庫をご利用の中小企業者のお客さまが、貸付条件の変更等を行った場合、営業店、本部融資部及び地域振興支援部が連携し、経営状況を継続的に把握して、定例的に相談を行い、事業改善のための支援を行ってまいります。

■貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び額

2021年3月末時点での累計取扱い実績	債務者が中小企業者である場合		債務者が住宅資金借入者である場合	
貸付条件変更等の申込受付の件数	4,745件	37,205百万円	88件	908百万円
うち、実行に係る貸付債権の件数	4,600件	35,784百万円	77件	814百万円
うち、謝絶に係る貸付債権の件数	109件	1,182百万円	5件	67百万円
うち、審査中の貸付債権の件数	17件	142百万円	0件	0百万円
うち、取下げに係る貸付債権の件数	19件	96百万円	6件	26百万円

4. 「経営者保証に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」と略します）の経営者の方々による個人保証（経営者保証）の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」では、中小企業（債務者）や経営者（保証人）、金融機関（債権者）の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

当金庫では、同ガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2020年度
新規に無保証で融資した件数	156件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	5.561%
保証契約を解除した件数	7件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

地域活性化への取り組み

- ①2020年11月、当金庫が指定金融機関を担う網走市、美幌町、小清水町、清里町の職員の方と「未来を考える勉強会」を開催し、共に解決を目指す地域課題について意見交換を実施しました。
- ②当金庫営業区域の観光・産業情報、イベント情報などを掲載した地域情報誌「地域の扉」を定期発行しております。



【未来を考える勉強会】



【地域の扉】



- ③当地域の基幹産業である農業分野への積極的な取り組みとして、農業サポート資金「営農夢活力」、株式会社日本政策金融公庫の保証制度を利用した「パワーアップ農業」、農業者専用カードローン「農業者専用えりあカード」、「農業者専用小口特定当座貸越」の取扱いをしております。さらに、農業経営アドバイザーを営業店に配置して、農業経営の多角化を含めた経営全般に対する相談業務などのお手伝いを行っています。
- ④信用金庫のネットワークを生かし、継続的に全国の信用金庫から旅行客を当地にお迎えしております。
- ⑤お客様の経営課題に対する金融支援を行うことを目的とした「地域サポート資金」を取扱っているほか、経営などに関するアドバイスや相談業務にも努めております。
- ⑥個人のお客さまに対しては、消費者ローン（マイカーローン・学資ローン・住宅ローン）の特別金利キャンペーンを実施し、地域のお客さまニーズにお応えした金融商品の取扱いを継続しております。

○金融仲介機能のベンチマークから見た企業支援の取り組み

金融仲介機能のベンチマークとは

金融機関におけるお取引先企業の課題に応じた融資やソリューション（解決策）提供の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標を指します。当金庫は本ベンチマークを積極的に活用してまいります。

ベンチマーク	2018年度	2019年度	2020年度
--------	--------	--------	--------

(1) 事業性評価に基づく融資等、担保保証に依存しない融資

①事業性評価の結果やローカルベンチマークを提示して対話を行っている先	401先	555先	608先
------------------------------------	------	------	------

(2) 本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供

①本業支援先数（うち経営改善が見られた先数）	44先（21先）			61先（24先）			32先（7先）		
②創業支援先数	10先			13先			4先		
③販路開拓支援を行った先数	地元	地元外	海外	地元	地元外	海外	地元	地元外	海外
	2先	5先	2先	6先	6先	1先	2先	1先	0先
④事業承継支援先数	65先			63先			65先		

※事業性評価とは、お客さまとの対話から事業性・強み・事業方針等を目利き力によって適切に評価することです。当金庫は事業性評価に基づき、お客さまのライフステージに応じた適切なソリューション提供を行い、お客さまサポートを行ってまいります。

リスク管理体制

現在、金融機関に求められている最も重要な課題の一つとして、リスク管理の強化が挙げられます。

信用金庫の経営においては、常に何らかのリスク（危険）が伴い、各種リスクを的確にコントロールし、経営の安全性を確保していかなければなりません。

当金庫ではリスク管理の重要性を認識し、管理の徹底を図るため「リスク管理方針」を定めるとともに、各種リスクを組織的に把握しリスク管理を統合的に行うためにリスク管理統括部署としてリスク管理部を設置しております。

また、リスクを総合的に管理するため理事長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、金融環境の変化に柔軟に対応できるリスク管理体制の強化・充実に努めております。また、本部監査部門による定期的な臨店監査を実施し、リスク管理の進捗状況の確認をしております。

■ 各種リスクと管理方針等

市場リスクの管理

市場リスクとは、金利・為替・株価などの市場変動が収益に与えるリスクで、資産（貸出金・有価証券等）と負債（預金等）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などがあります。

当金庫では、有価証券等の市場取引について、限度額管理、時価評価を行うなどリスク状況を適切に把握し、定期的に経営陣へ報告を行っております。

また、ALM委員会を定期的に開催し、経済・金利見通しなどに基づいて、運用・調達の方針を決定し、健全な資産と負債のバランスを保ちつつ、安定的・機動的な収益管理態勢と収益確保に努めております。

信用リスクの管理

信用リスクとは、お取引先企業・個人の業況悪化等により、貸出金の回収や利息の徴求が不能となるリスクのことで、当金庫が損害を被るリスクです。

当金庫では、厳正な資産自己査定に基づき適正な償却・引当を行い、営業推進部門と貸出審査部門を独立することにより、貸出資産の健全性を維持する厳格な審査体制を敷いております。また、内部研修の実施や外部研修への派遣により貸出審査・管理能力の向上を図っております。

信用リスクの管理状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスクの管理

オペレーショナル・リスクとは、金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクで、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクが該当します。

オペレーショナル・リスクに関する組織、事務分掌等を定め、総合的なオペレーショナル・リスク管理態勢を構築することによって、健全性の確保と収益性の向上を図り、リスクを特定、評価、モニタリングすることでコントロール及び削減に努めます。

リスクの管理状況については、定期的に経営陣へ報告する体制をとっております。

オペレーショナル・リスクの計量化にあたっては、自己資本比率規制におけるオペレーショナル・リスク相当額算定手法のうち、基礎的手法（P35参照）を採用しております。

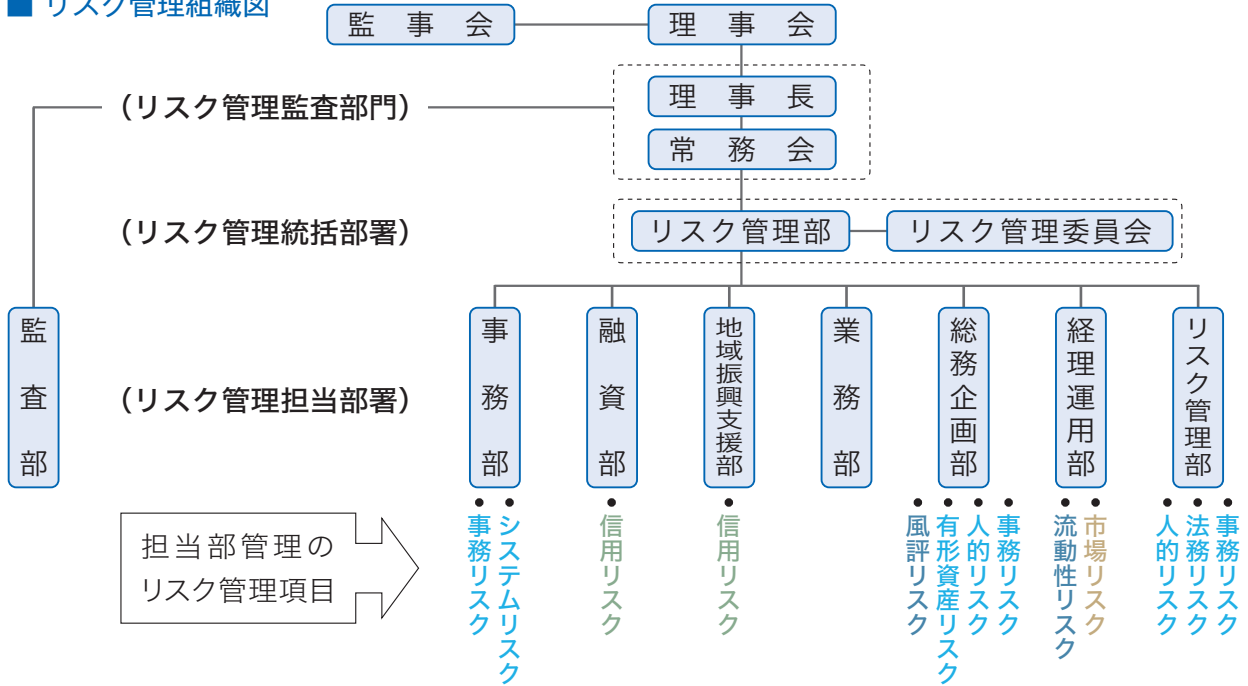
流動性リスクの管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により通常の実行ができなくなることで損失を被ったり、風評被害等で資金繰りに支障を来すリスクです。

当金庫の市場運用は、公共債を中心に、流動性を重視した運用を行っております。格付情報など信用状況の変化や支払準備資産の状況について、定期的に把握し経営陣へ報告を行っております。

資金繰りにつきましては、即日資金化可能な支払準備資金を十分に確保しておりますが、不測の事態に備え信金中央金庫から流動性準備資金を即日調達できる態勢も整備しております。

■ リスク管理組織図



■ 網走信用金庫の統合的リスク管理

※当金庫では、経営の健全性を維持し、収益確保に向けた適正なリスク管理を行うために、計量化しているリスク（リスク量）を自己資本の一定範囲内にコントロールする方法に取り組んでおります。

【リスク量の管理方法】

- ・自己資本比率規制に基づき、2020年3月末の自己資本のコア資本に係る基礎項目（会員勘定の額）26,539百万円をリスク資本配賦原資としております。
- ・2021年3月末でリスク量を計測した結果をリスク・カテゴリー毎に配賦された額の範囲内に収まっているか管理しております。

【リスク量の管理結果】

- ・2021年3月末のリスク量を計測した結果、統合的リスク量の合計は、14,507百万円であり配賦限度枠内に収まっており、そのすべてのリスクが顕在化した場合においても、未使用資本額12,032百万円となることから経営体力（自己資本）でカバーできる範囲内で制御されており、経営の健全性は保たれております。

（単位：百万円）

【コア資本に係る基礎項目】 ・会員勘定の額 26,539 （2020年3月末資本配賦原資） ・一般貸倒引当金コア資本算入額 71 【コア資本に係る調整項目】 ・無形固定資産の額△21 2020年3月末 自己資本額 26,589	資本配賦 →	【予備配賦（内部留保額）】 ・自己資本比率規制における国内基準の最低自己資本比率4%相当額を確保。 ・万一のリスク超過、計測対象外リスクの顕在化、新規事業などの備え。 7,039 【市場リスク】 15,000 【信用リスク】 4,000 【オペレーショナル・リスク】 500 リスク資本の配賦額 26,539	管理 →	【未使用資本額】 12,032 【市場リスク】 12,226 【信用リスク】 1,823 【オペレーショナル・リスク】 458 2021年3月末 リスク量の実績14,507
--	--------	--	------	--

【リスク量計算方法】

- ・市場リスク量は、100BPV法による金利リスク量、日経平均株価10%下落時の株価変動リスク量及び外国為替相場10%下落時の為替リスク量の合計額としております。
- ・信用リスク量は、信頼区間を99.00%、試行回数を10万回に設定したVaR計測値としております。
- ・オペレーショナル・リスク量は、自己資本比率規制で認められた基礎的手法により、過去3年間の正の粗利益平均額の15%相当額としております。

コンプライアンス（法令等遵守）

信用金庫は地域金融機関として中小企業の健全な発展や住民の皆さまの生活向上に寄与し、地域社会の繁栄に貢献するという高い社会的使命を担っております。

地域金融の円滑化を進め、地域社会に貢献していくことはもちろんのこと、金融取引における各種の法令や社会的規範を遵守していくことは当然の責務であり、個人としてのモラル向上に努め、日々の業務を適正に遂行していくことが大変重要になります。

当金庫は、コンプライアンス（法令等遵守）の徹底を金庫経営の根幹を成す最も重要な課題と認識し、地域社会から最も信頼される金融機関を目指し、日々その実効性の向上に向けて組織的に取り組んでおります。

健全な金庫経営

当金庫は、企業倫理の確保と法令等遵守に向けて率先垂範し、経営上の意思決定等に当たっては遵法精神に則り、社会的責任と公共的使命を常に自覚し、健全な金庫経営に努めております。

検証・牽制機能の発揮

当金庫は、情報開示の徹底を図り、理事会、監事会等の組織機能が十分果たされることはもちろんのこと、併せて検証・牽制機能が十分に発揮・機能するよう努めております。

各種規程の整備

当金庫は、コンプライアンス態勢の強化を経営の最重要課題として位置付け、「網走信用金庫倫理法令遵守態勢」「コンプライアンス基本方針」「コンプライアンス実践に係る遵守基準」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員が真摯にその実践に努め、協同組織金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たしていく実効性のある態勢の充実に向け日々取り組んでおります。

専門委員会の定例開催

当金庫は、コンプライアンスを総合的に管理するため、定期的にコンプライアンス委員会を開催し事案を検証する中で、事故や事件、トラブル等の未然防止を図るとともに、不測の事態に即応するための機動力のある万全の危機管理体制の構築を目指し、組織的に取り組んでおります。

個人情報保護について

当金庫は、個人情報保護の対応をお客さまにご理解していただくため、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を制定しております。

また、この個人情報保護宣言に基づき、個人情報の取得方法、利用目的、安全管理措置を定め適切に管理対応しております。

網走信用金庫の「個人情報保護宣言」

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」という。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

改正 平成30年1月4日

個人情報保護対応の具体的な内容

1. 個人情報を取得する場合は、限られた目的で利用いたします。
2. 個人情報は正確に管理します。
3. 個人データの第三者への提供はルールに則って行います。
4. 個人情報を安全に管理いたします。
5. ご本人から個人情報の開示、訂正、削除等を求められたときは規程に則って対処します。
6. お客さまからのご質問・苦情等に対しては適切に対応しておりますが、ご連絡はお取引店のほかに専用相談窓口でも承っております。

個人情報に関する相談窓口

網走信用金庫 本部

- 住 所
〒093-0005
網走市南5条東1丁目4番地1
- 電話番号
0152-61-4321

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

■ 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しております。

苦情は、営業店またはリスク管理部法務管理課にお申し出ください。

■ 網走信用金庫 リスク管理部法務管理課

住 所：〒093-0005
網走市南5条東1丁目4番地1
電話番号：0152-44-7116
F A X：0152-44-2941
受付時間：9:00～17:00(当金庫営業日)
受付媒体：電話、FAX、手紙、面談

■ 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、上記リスク管理部法務管理課、全国しんきん相談所または北海道地区しんきん相談所にお申し出があれば、東京三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）または札幌弁護士会の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

名 称	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	北海道地区しんきん相談所 (一般社団法人北海道信用金庫協会)
電 話 番 号	03-3517-5825	011-221-3273
受 付 日 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～17:00

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	札幌弁護士会 紛争解決センター
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	011-251-7730
受 付 日 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00,13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00,13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00,13:00～17:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～12:00,13:00～16:00

なお、上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システムを用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ上記弁護士会、しんきん相談所または当金庫リスク管理部法務管理課にお尋ねください。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

- 1 網走信用金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2 網走信用金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3 網走信用金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
- 4 網走信用金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5 網走信用金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

預金業務、融資業務、各種サービス

当金庫では、預金商品、融資商品のお取扱いのほかに、様々なサービスの提供を行っております。また、当金庫独自の預金商品、融資商品も取りそろえております。

なお、商品によっては取扱期間、募集総額等を設定したものがございますので、最寄の営業店もしくは当金庫ホームページ等でご確認ください。

■ 預金商品

当座預金、普通預金、決済用預金（無利息型）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金、財形預金のお取り扱いをしております。また、「貯める・支払う・受け取る・借りる」をセットにした総合口座もございます。

■ 融資商品

個人用資金として、住宅ローン、マイカーローン、教育ローン、お使いみち自由なフリーローン・カードローン等をご用意しております。

業務用資金として、手形割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越、アパートローン等の他、農業経営者・漁業経営者専用ローンをご用意しております。

また、信金中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の代理業務と北海道・市・町の制度融資もお取り扱いしております。

■ 各種サービス業務

国債の窓口販売、保険の窓口販売、個人向け信託、インターネットバンキング、給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払、貸金庫、夜間金庫、メールオーダーサービス、外貨両替、マルチペイメント等のサービスを提供しております。

- 医療保険：入院と手術をサポートする医療保険やがん保険をお取扱いしております。
- 標準傷害保険：告知審査不要の傷害保険を割安な保険料でご提供しております。
- 住宅火災保険：住宅関連ローンを利用されるお客様を対象とした住宅火災保険です。
- 共同住宅火災保険：当金庫の会員様を対象としたアパート等の個人用火災総合保険です。
- 個人年金保険：まとまったお金を生命保険会社が運用し、将来年金としてお受け取りいただけます。



総代、総代会の仕組み

1. 総代会制度について

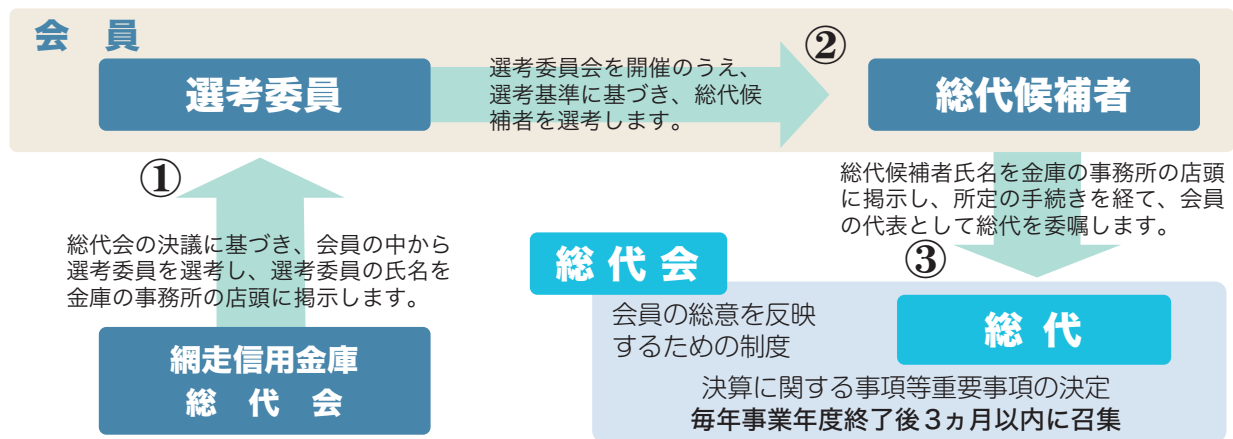
信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりのご意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監

事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりのご意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、様々な経営改善に取り組んでおります。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です



◇どのような方が会員になれますか

当金庫の営業地域にお住まいの方、お勤めの方、事業所をお持ちの方及びその役員は会員になることができます。

※ただし、個人事業者で常時使用する従業員数が300人を超える場合、また法人事業者で常時使用する従業員数が300人を超え、かつ資本金が9億円を超える場合には、会員となることができません。

会員の皆さま方には一定額以上の当金庫出資金をお引き受けいただいております。

◇会員の皆さま方への優遇策

出資配当（2020年度は4%）のほか、通常の業務の中で、以下のような会員優遇策を設定しております。

- ①振込手数料の会員優遇
 - ②貸金庫利用料の会員優遇
 - ③夜間金庫使用料の会員優遇
 - ④マイカーローン（走快気分）の金利優遇
- ※詳しくは、窓口までお問い合わせください。

2. 総代選考基準

総代は会員の皆さまの代表として、会員の総意を金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。当金庫では、総代候補者を選考するため、以下の選考基準を定めております。

網走信用金庫総代選考基準

1. 資格要件
 - ①当金庫の会員であること。
 - ②就任時点で80歳を超えていないこと。
 - ③総代会に出席可能であること。
 - ④他信用金庫の理事または総代に就任していないこと。
 - ⑤当金庫の現役員及び職員(嘱託・パート職員を含む)ではないこと。
2. 適格要件
 - ①地域における信望が厚いこと。
 - ②当金庫の経営理念・使命をよく理解し、当金庫との取引内容が良好であること。
 - ③地域の情報に精通し、当金庫の良き理解者であること。
3. その他 職業別構成の多様化を図り、広範な職業分布となるよう配慮すること。

3. 総代会

第96回通常総代会開催

2021年6月18日、第96回通常総代会を開催し、次の事項が付議され、承認可決されました。

(1) 報告事項

1. 第96期(2020年度)業務報告及び計算書類(貸借対照表、損益計算書)

(2) 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件
- 第3号議案 総代候補者選考委員16名選任の件

網走信用金庫 第96回通常総代会



4. 総代の定数と任期

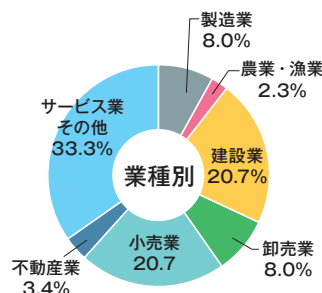
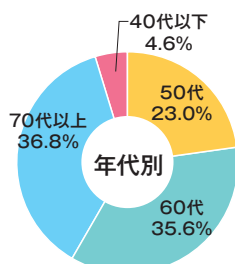
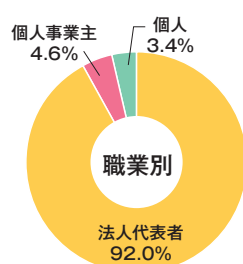
総代の定数は80人以上110人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められており、任期は3年となっております。なお、2021年3月末日現在の会員数は22,836人です。

5. 網走信用金庫総代名簿

2021年6月18日現在 敬称略(五十音順) 総代87名(総代定数93名)

第一選任区域				第二選任区域				第三選任区域			
総代氏名	就任回数	総代氏名	就任回数	総代氏名	就任回数	総代氏名	就任回数	総代氏名	就任回数		
網走地区				斜里地区				美幌地区			
松木 俊広	2	伊藤 章	11	沼本 茂樹	1	浅利 栄治	3	三崎 浩一	2	細坂 昌志	6
有里 仁志	6	大槻 仁司	5	横山 義雄	10	池端 慎司	11	宮川 大	1	高橋 剛	5
伊藤 亮人	2	高橋 太志	7	高橋 佳三	2	大庭 春男	7	中田 尊徳	1	高橋 佳三	2
大庭 春男	7	中田 尊徳	1	田中 克彦	2	嘉多山知宏	2	中村 伊克	7	田村 栄治	5
木下 研一	6	毛利 剛	5	田村 博昭	6	久保 豊次	6	元木 誠二	1	田村 博昭	6
倉 信一郎	3	元木 誠二	1	中川 寿一	1	倉 信一郎	3	小清水地区		中川 寿一	1
桑原 数弘	6	佐藤 智	5	中村 仁郎	7	桑原 数弘	6	佐藤 智	5	林 真男	2
鴻巣 良輝	11	東海林文男	2	宮田 博行	6	酒井 泰朋	2	橘 芳和	11	宮田 博行	6
篠原 肇	8	橘 芳和	11	山本 和則	10	篠原 肇	8	中島 正喜	9	山本 和則	10
高橋 晃	1	三沢 利晃	6	若林 輝彦	5	高橋 晃	1	清里地区		若林 輝彦	5
土谷 修一	7	清里地区		北見地区		土谷 修一	7	石井 光一	4	近江 秀介	2
土屋善治郎	7	近江地区		加藤 敏和	2	土屋善治郎	7	石井 光一	4	加藤 敏和	2
新原 一郎	7	加藤 敏和	2	加藤 善和	2	新原 一郎	7	大平 直人	1	加藤 善和	2
西村 達郎	4	河村 吉則	5	河村 吉則	5	西村 達郎	4	岡崎 學	5	河村 吉則	5
藤原 誉康	3	鈴木 億宝	8	鈴木 億宝	8	藤原 誉康	3	渡辺 忠	9	鈴木 億宝	8
升井 英一	6	土山 照男	5	土山 照男	5	升井 英一	6			土山 照男	5
益村 公人	4	名和 敏信	5	名和 敏信	5	益村 公人	4			名和 敏信	5
		西村 英和	5	西村 英和	5					西村 英和	5

(総代の属性別構成比)



※総代の属性別構成比のうち業種別構成比は、法人代表者、個人事業主の総代に限り算出しております。

2020年度 網走しんきんの地域密着・貢献取り組みトピックス

■ 通常総代会を開催

2020年6月17日に第95回通常総代会を開催し、2019年度の業務報告と決算報告の承認を得たほか、剰余金処分案が承認されました。2021年度は6月18日に第96回通常総代会を開催しており、その内容についてはP21に記載しております。



■ 地域の皆さまへの応援メッセージを込めた花火の打上げ

地元の企業様と協力し、網走市と美幌町で花火の打ち上げを実施したほか、各地域で開催しました花火の打ち上げに協力しました。



■ 献血運動の実施

6月15日「信用金庫の日」に合わせ、網走市内での献血に協力をしました。



■ 新型コロナ対策を目的に自治体への寄付を実施

新型コロナウイルス感染症による行政の対策を応援するため、網走市、美幌町、大空町、小清水町、清里町の5自治体へ寄付金を贈呈しました。引き続き、当金庫営業地域にて金融面だけではなく、地域活性化のための支援を進めてまいります。



【美幌町】



【網走市】



【大空町】



【小清水町】



【清里町】

■ 地域活性化・地域の成長への取り組み

地域の小学校による社会学習など、金融教育にご協力しております。また、当金庫が指定金融機関を担う自治体との連携協定の活用を目指し、地域が抱える課題をテーマに自治体との合同勉強会を開催しました。



■ ボランティアや地域活動へ積極的に参加

各営業店とも地域ボランティアやスポーツ大会、地域イベントに積極的に参加しております。



当金庫では日頃の営業活動を通じて、お客さまからのご意見・ご質問等を直接お受けしております。このほか、営業店窓口設置のご意見箱「金庫の宝」及びホームページを通じたご意見等も承っております。これらに寄せられたご意見等は、金庫経営に反映させるべく鋭意取り組んでおります。

金庫のあゆみ

大正 15年 3月	・有限責任網走信用組合として設立	平成 22年 6月	・第12代理事長 小山志郎 就任	平成 31年 4月	・東藻琴支店大空町東藻琴総合支所内に移転
昭和 2年 7月	・初代組合長 高田喜共 就任	平成 23年 1月	・視覚障がい者向けATMの全営業店導入	令和 元年 8月	・大空町と地方創生に関する連携及び協力に関する協定を締結
昭和 11年 4月	・第2代組合長 山内鉄蔵 就任	3月	・東京農業大学生物産業学部と包括連携協定を締結	9月	・美幌町と地方創生に関する連携及び協力に関する協定を締結
昭和 19年 5月	・第3代組合長 合田綾一 就任	平成 24年 4月	・産学連携事業助成制度の運用開始	10月	・清里町と地方創生に関する連携及び協力に関する協定を締結
昭和 23年 2月	・第4代組合長 遠藤熊吉 就任	9月	・国土交通省と「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業に関するパートナー協定」を締結	11月	・女満別支店新築移転オープン
昭和 25年 5月	・斜里支所・美幌支所開設	11月	・中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関の認定	令和 2年 2月	・小清水町と地方創生に関する連携及び協力に関する協定を締結
昭和 26年 6月	・常呂支所開設	平成 25年 2月	・人育成強化を目的に、「人事研修課」を「人事課」と「教育研修課」に分離	4月	・新型コロナウイルス感染症の発生に伴う相談窓口設置
7月	・信用金庫法施行	4月	・でんさいネット業務の取扱いを開始	5月	・懸賞付定期預金「全国ぐるメ緑」を発売
8月	・小清水出張所開設	12月	・人材育成強化を目的に、「人事研修課」を「人事課」と「教育研修課」に分離	6月	・指定金融機関を担う1市4町へ新型コロナウイルス対策支援の寄付
11月	・清里出張所開設	平成 26年 4月	・スマートフォン対応ホームページ開設	8月	・通帳アプリ(通帳レス)の取扱いの開始
昭和 27年 12月	・信用金庫法に基づき網走信用金庫に組織変更	6月	・ICキャッシュカード取扱開始	11月	・「信用金庫の日」に合わせ、献血運動を実施
昭和 34年 5月	・女満別支所・東藻琴出張所開設	9月	・地域振興、活性化支援の業務対応強化を目的に、「地域振興支援部」を設置	令和 3年 4月	・網走市と美幌町にて打ち上げ花火の実施
昭和 37年 8月	・第5代理事長 広川操 就任	12月	・「標準傷害保険」の取扱開始		・網走商工会議所との情報交換会開催
昭和 41年 2月	・駅前支店開設	平成 27年 5月	・金庫会員企業の外国子会社への直接融資業務を取扱開始		・自治体職員との勉強会「未来を考える勉強会」開催
昭和 45年 11月	・北見支店開設	5月	・管内3信金が北海道警察北見方面本部と「特殊詐欺等の犯罪被害防止に関する協定」を締結		
昭和 47年 12月	・津別支店開設	平成 28年 2月	・創立90周年を記念し、美幌町、小清水町、清里町、大空町に寄付金の贈呈		
昭和 50年 3月	・創路支店開設	6月	・創立90周年記念「ピカソ版画展」を網走市との共催により開催		
昭和 53年 10月	・第6代理事長 木下象一 就任	9月	・創立90周年		
昭和 55年 5月	・第7代理事長 平田松太郎 就任	12月	・北見市と地方創生に関する連携協定を締結		
11月	・第8代理事長 遠藤熊吉 就任	平成 29年 4月	・第13代理事長 伴道弘 就任		
昭和 56年 9月	・預金量1,000億円突破	6月	・メモリアル休暇制度の導入		
昭和 58年 5月	・創路北支店開設	平成 30年 1月	・「個人向け信託商品」の取扱い開始		
昭和 58年 6月	・第8代理事長 遠藤熊吉 就任	7月	・しんきんオーナーの火災保険の取扱開始		
昭和 59年 5月	・駒場支店開設				
昭和 60年 11月	・帯広支店開設				
昭和 61年 7月	・稲美支店開設				
平成 元年 11月	・第9代理事長 鈴木三喜男 就任				
平成 2年 12月	・第10代理事長 津嘉田栄正 就任				
平成 6年 10月	・金庫創立80周年				
平成 10年 6月	・第11代理事長 大島明 就任				
平成 18年 3月	・東支店を本店に統合				
平成 22年 5月	・網走市役所内に市役所出張所を開設				

あばしりしんきん

2021ディスクロージャー

資料編



■財務諸表	25
■会計監査人の監査報告	26
■財務諸表の適正性と内部監査の有効性確認	26
■役職員の報酬体系について	28
■預金に関する指標	29
■貸出金に関する指標	29
■有価証券に関する指標等	30
■預貸率・預証率等に関する指標	31
■経営収支に関する指標	31
■不良債権に関する指標	33
■自己資本比率規制に基づく開示事項	34
■法令等に基づく開示項目一覧	42

計数情報等の開示に関する留意事項

1. 計数情報の端数処理と比率計算

①本ディスクロージャー誌において、比率を含め諸計数は全て表示単位未満を切り捨てて表示しております。

このため内訳計数の単純合計と合計欄記載額（比率）とが合致しない場合がございます。

②計数表示につきましては、表示単位未満のみが存在する場合は「0」、表示単位未満もない場合は「—」としております。

2. 内訳区分表示

①当金庫では、金庫会員企業の外国子会社への直接融資業務の取り扱いが可能ですが、2021年3月31日時点では取扱実績がなく、また、国際業務部門も設置しておらず、全ての業務が国内業務となります。

②自己資本に関する情報開示において、信用リスクエクスポージャーの期末残高開示では、外国債券を保有しているため、国内・国外の地域を区分した情報開示をしております。他の開示項目につきましては、外国企業への融資取引実績がなく、全ての取り引きが国内区分のみに該当しますので、国外・国内の地域別区分表示を省略しております。また、当金庫は北海道内の限られた地域を営業区域としており、国内地域の内訳区分は設定しておりません。

3. 自己資本情報開示

①自己資本に関する定性情報の直近2事業年度開示について、開示基準年度と前年度での対応方法等に変更がない場合は前年度分の定性情報個別開示を省略させていただき、変更がある場合は注記等にてご説明いたします。

財務諸表

■貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2020年3月末	2021年3月末
(資産の部)		
現 金	4,721	3,435
預 け 金	95,009	110,115
買 入 金 銭 債 権	179	153
有 価 証 券	105,718	120,950
国 債	1,514	10,426
地 方 債	79,297	82,941
短 期 社 債	—	—
社 債	9,660	9,507
株 式	123	135
そ の 他 の 証 券	15,123	17,938
貸 出 金	97,601	108,713
割 引 手 形	388	131
手 形 貸 付	9,040	7,333
証 書 貸 付	78,192	93,869
当 座 貸 越	9,979	7,378
そ の 他 資 産	1,492	1,537
未 決 済 為 替 貸 金	50	48
信 金 中 金 出 資 金	1,183	1,183
前 払 費 用	6	5
未 収 収 益	214	254
そ の 他 の 資 産	36	45
有 形 固 定 資 産	3,482	3,314
建 物	1,748	1,656
土 地	1,421	1,419
リ ー ス 資 産	23	18
建 設 仮 勘 定	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	290	219
無 形 固 定 資 産	21	26
ソ フ ト ウ ェ ア	20	25
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	0	0
前 払 年 金 費 用	—	—
繰 延 税 金 資 産	—	—
債 務 保 証 見 返	484	616
貸 倒 引 当 金	△854	△963
(うち個別貸倒引当金)	△782	△834
資 産 の 部 合 計	307,857	347,899

(単位：百万円)

科 目	2020年3月末	2021年3月末
(負債の部)		
預 金 積 金	277,260	301,778
当 座 預 金	7,614	12,037
普 通 預 金	116,451	137,233
貯 蓄 預 金	2,112	2,252
通 知 預 金	866	855
定 期 預 金	136,267	135,422
定 期 積 金	11,312	11,305
そ の 他 の 預 金	2,636	2,672
譲 渡 性 預 金	1,850	578
借 用 金	—	16,300
そ の 他 負 債	532	410
未 決 済 為 替 借 金	65	60
未 払 費 用	88	92
給 付 補 填 備 金	34	29
未 払 法 人 税 等	187	72
前 受 収 益	71	60
払 戻 未 済 金	14	10
リ ー ス 債 務	23	18
そ の 他 の 負 債	47	65
賞 与 引 当 金	86	82
退 職 給 付 引 当 金	161	168
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	172	156
偶 発 損 失 引 当 金	6	6
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	15	15
繰 延 税 金 負 債	77	117
債 務 保 証	484	616
負 債 の 部 合 計	280,647	320,231
(純資産の部)		
出 資 金	577	567
普 通 出 資 金	577	567
優 先 出 資 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	25,990	26,376
利 益 準 備 金	592	577
そ の 他 利 益 剰 余 金	25,398	25,799
特 別 積 立 金	24,500	25,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	898	799
処 分 未 済 持 分	△6	△7
会 員 勘 定 合 計	26,562	26,936
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	647	731
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	647	731
純 資 産 の 部 合 計	27,209	27,667
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	307,857	347,899

■損益計算書

(単位：千円)

科 目	2020年3月末	2021年3月末
経 常 収 益	3,740,098	3,265,222
資 金 運 用 収 益	3,219,410	2,894,848
貸 出 金 利 息	1,659,489	1,670,543
預 け 金 利 息	202,797	191,413
有価証券利息配当金	1,327,034	1,002,866
その他の受入利息	30,089	30,024
役 務 取 引 等 収 益	315,270	332,512
受入為替手数料	162,307	157,275
その他の役務収益	152,962	175,236
そ の 他 業 務 収 益	163,385	16,902
国債等債券売却益	73,049	—
国債等債券償還益	66,502	—
その他の業務収益	23,833	16,902
そ の 他 経 常 収 益	42,031	20,958
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	2,031	2,031
株式等売却益	35,646	17,512
その他の経常収益	4,353	1,414
経 常 費 用	3,085,202	2,681,066
資 金 調 達 費 用	54,825	44,400
預 金 利 息	36,002	32,296
給付補填備金繰入額	14,557	11,967
譲渡性預金利息	4,265	136
その他の支払利息	—	—
役 務 取 引 等 費 用	273,828	279,898
支払為替手数料	80,185	78,236
その他の役務費用	193,642	201,661
そ の 他 業 務 費 用	2,110	1,814
国債等債券売却損	115	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	1,995	1,814
経 費	2,254,522	2,189,531
人 件 費	1,319,726	1,267,140
物 件 費	882,586	864,091
税 金	52,209	58,300
そ の 他 経 常 費 用	499,915	165,422
貸倒引当金繰入額	488,141	138,537
貸 出 金 償 却	—	—
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	268
その他資産償却	—	120
その他の経常費用	11,773	26,496
経 常 利 益	654,895	584,156

右列へ続きます。

損益計算書 つづき

(単位：千円)

科 目	2020年3月末	2021年3月末
特 別 利 益	8,006	260
固定資産処分益	—	260
その他の特別利益	8,006	—
特 別 損 失	14,040	5,746
固定資産処分損	14,040	5,746
減 損 損 失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	648,861	578,670
法人税、住民税及び事業税	297,702	161,289
法 人 税 等 調 整 額	433	8,468
法 人 税 等 合 計	298,136	169,757
当 期 純 利 益	350,724	408,912
繰越金(当期首残高)	547,609	390,218
当 期 未 処 分 剰 余 金	898,334	799,130

■剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	2020年3月末	2021年3月末
当 期 未 処 分 剰 余 金	898,334	799,130
利益準備金限度超過額取崩額	14,837	10,245
計	913,171	809,375
剰 余 金 処 分 額	522,953	542,561
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金	年率4% 22,953	年率4% 22,561
特 別 積 立 金	500,000	520,000
(うち創立100周年記念事業積立金)	(—)	(20,000)
繰越金(当期末残高)	390,218	266,813

会計監査人の監査報告

本ディスクロージャー誌に掲載いたしました2019年度及び2020年度の決算関係書類につきましては、信用金庫法の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けており、法令及び定款に従って金庫の状況、財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認められる旨の監査報告書をいただいております。

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2021年6月21日

網走信用金庫

理 事 長 伴 道 弘

■貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。
なお、当事業年度末におきましては満期保有目的の債券は保有いたしておりません。
- また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 15年～50年 その他 3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。
なお、自庫利用のソフトウェアについては、在庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外国通貨は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定められた償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績の平均値から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店、本部の第一次査定部門が行った自己査定結果を、融資部（主管部署）およびリスク管理部が検証（第二次査定）し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）の監査を受けております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を立上見込見込額として算定しており、債権額から直接減額した金額は83百万円（うち当期発生分20百万円）、個別貸倒引当金として計上した金額は585百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用、会計基準変更時差異の発生はありませんが、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から費用処理しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
なお、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度から適用しております。
- 貸倒引当金△963百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であり、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し設定しております。
なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸出引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 繰延税金負債117百万円
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は30.に記載のとおりであり、当事業年度は純額で負債計上となっております。
繰延税金資産につきましては、事業計画に基づく課税所得の見積りにより、回収の確率が高い金額を計上しておりますが、当該見積り額が経済状況の変動などによって影響を受けた場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 有形固定資産3,314百万円
有形固定資産につきましては、資産グループ毎の将来収支を見積り減損の要否を判定した結果、当事業年度において減損が必要となる資産はございません。
なお、今後の経済情勢や収支環境等の変化により資産グループ毎の将来収支見積り額が下方修正となる場合、減損損失が発生し翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 952百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 4,474百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は15百万円、延滞債権額は3,747百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の立取または弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未取利息計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は159百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、3,922百万円です。
なお、17.から20.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は131百万円です。

- 担保に供している資産は、次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券18,963百万円、定期預金70百万円、保証金16百万円
担保資産に対応する債務
借入金16,300百万円、別段預金1,278百万円
上記の他、為替決済の担保として定期預金6,000百万円を差し入れております。
- 出資1口当たりの純資産額 2,471円55銭
- 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、債券を中心として投資信託や株式を一部保有しておりますが、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、取扱いが少なく影響が軽微であるためリスクリッジを目的としたデリバティブ取引は行っておりません。
- 金融商品に係るリスク管理体制
(1) 信用リスクの管理
当庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会や常務会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経理運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
(2) 市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記してあり、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
日常的には市場運用部門の経理運用部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。
(ii) 為替リスクの管理
当庫は、両替用外国通貨として米ドルを保有しておりますが、少額であり外国為替の影響は軽微でありますので、為替リスクの管理は特段行っておりません。米ドルのほか外貨建て資産・負債の保有はありますが、有価証券運用におきましては、海外の運用資産を組み入れた円建ての投資信託を一部保有しており、外国為替が10%円高に振れた場合の資産価値下落額をリスク量として計測し、為替リスクの管理を行っております。
(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程、資金運用要領に従い行われております。
このうち、経理運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、運用限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
(iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引は、行っておりません。
(v) リバリティに係る定量的情報
当庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金積金」、「貸出金」、「預け金」及び「有価証券」のうち債券であります。
当庫では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後数ヶ月程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて、）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定の場合と仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合の経済価値は、12,041百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利その他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- 資金調達に係る流動性リスクの管理
当庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価とは、市場価格に基づく価額のこと、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
- 金融商品の時価等に関する事項
令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)				
		貸借対照表計上額	時 価	差 額
資 産	預け金（*1）	110,115	110,641	525
	有価証券	120,933	120,933	—
	売買目的	—	—	—
	満期保有目的	—	—	—
	その他有価証券	120,933	120,933	—
	貸出金（*1）	107,750	110,659	2,909
負 債	貸出金	108,713		
	貸倒引当金（*2）	△963		
	金融資産計	338,798	342,233	3,434
	預金積金（*1）	301,778	301,842	64
債	借入金	16,300	16,302	2
	金融負債計	318,078	318,144	66

- (*)1 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。譲渡性預金は含めておりません。
(*)2 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

債券は日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値（平均値）または取引証券会社から提示された価格、株式は取引所の価格、投資信託は基準価格によっております。自庫庫保証券付私募債、変動利付国債の保有はありません。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.から28.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP）を用いております。

(2) 借入金

借入金は日本銀行の資金繰り支援特別プログラムによる無利息の資金を利用したものであり、期間区分した元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（*1）	—
関連法人等株式（*1）	—
非上場株式（*1）	11
組合出資金（*2）	5
合 計	16

(*) 1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式は該当ありません。また、非上場株式については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*) 2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式、私募債、貸付債権など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	12,000	49,070	1,000	13,000
有価証券	13,368	40,044	21,998	35,099
満期保有目的	—	—	—	—
その他有価証券	13,368	40,044	21,998	35,099
貸出金（*）	18,635	38,393	25,601	17,737
合 計	44,003	127,508	48,600	65,837

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*）	96,599	48,569	671	8
借入金	16,300	—	—	—
合 計	112,899	48,569	671	8

(*) 預金積金のうち、要求払預金等期間の定めのないものは含めておりません。

(*) 預金積金のうち、要求払預金等期間の定めのないものは含めておりません。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

売買目的、満期保有目的の有価証券は保有していません。

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	124	43	80
	債券	77,531	76,544	986
	国債	4,520	4,493	26
	地方債	63,813	62,963	849
	社債	9,197	9,087	109
	その他	13,786	13,321	465
	小計	91,441	89,910	1,531
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	25,344	25,661	△317
	国債	5,906	6,007	△100
	地方債	19,128	19,342	△214
	社債	310	311	△1
	その他	4,147	4,350	△203
	小計	29,491	30,012	△520
合 計		120,933	119,922	1,011

(注1) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

(注2) 上記の「その他」は外国証券、投資信託、その他の証券です。

(注3) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	7,386	229	99
合 計	7,386	229	99

(注1) 上記の「その他」は投資信託の売却及び解約を含めております。

28. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）することとしております。また、時価のない有価証券につきましても実質価格、売買動向等により資産価値の低下が所定の損失基準に達した場合には、同様の処理を行うこととしており、非上場株式268千円、その他の資産120千円につきまして減損処理を実施しております。

29. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は36,012百万円であり、原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

(単位：百万円)

項 目	金 額
繰延税金資産	511
貸倒引当金繰入算入限度超過額	171
その他有価証券評価損課税相当額	143
退職給付引当金繰入損金不算入額	46
役員退職慰労引当金繰入損金不算入額	43
貸出金償却損金不算入額	23
賞与引当金繰入損金不算入額	22
その他一括	59
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△205
繰延税金資産合計	306
繰延税金負債	423
その他有価証券評価益課税相当額	423
繰延税金負債の純額	117

■ 損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 35円79銭

■ 役職員の報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」（注1）は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

① 基本報酬及び賞与

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与については、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額については役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定してあります。また、各監事の基本報酬額及び賞与額については、監事の協議により決定してあります。

② 退職慰労金

退職慰労金については、在任期間中に毎月引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額（注2）

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	111

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」（注3）は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額（注4）以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者であります。なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

注1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です。

注2. 対象役員に対する報酬等の内訳は、「基本報酬」86百万円、「退職慰労金」24百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。また、当年度中に支払った「賞与」はありません。

注3. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めてあります。

注4. 「対象役員が受ける報酬等と同額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としてあります。

預金に関する指標

■預金積金及び譲渡性預金の平均残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
流動性預金	127,789	149,308
うち有利息預金	110,927	125,834
定期性預金	149,793	147,252
うち固定金利定期預金	138,167	136,056
うち変動金利定期預金	29	27
その他の預金	1,339	1,294
預金積金計	278,923	297,855
譲渡性預金	6,061	1,886
合計	284,984	299,742

(注) ・流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 ・定期性預金=定期預金+定期積金
 ・固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 ・変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■定期預金残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
定期預金	136,267	135,422
固定金利定期預金	136,237	135,414
変動金利定期預金	29	7
その他	0	0

貸出金に関する指標

■科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
割引手形	461	272
手形貸付	7,477	6,893
証書貸付	78,823	88,400
当座貸越	9,385	8,363
合計	96,148	103,931

■固定及び変動金利貸出金の残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
固定金利貸出金	59,483	71,498
変動金利貸出金	38,118	37,215
合計	97,601	108,713

■消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
消費者ローン	5,370	5,105
住宅ローン	14,189	13,954

(注) 消費者ローン残高には、個人向けカードローン残高を含めております。

■貸出金の担保別残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	1,752	1,587
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	10,189	9,363
その他	—	—
計	11,941	10,951
信用保証協会・信用保険	24,827	39,163
保証	25,420	21,806
信用	35,411	36,792
合計	97,601	108,713

■債務保証見返の担保別残高

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	15	16
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	20	18
その他	—	—
計	36	35
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	172	205
信用	276	375
合計	484	616

■貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

	期首残高		期中増加額		期中減少額				期末残高	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	目的使用		その他		2019年度	2020年度
					2019年度	2020年度	2019年度	2020年度		
一般貸倒引当金	30	71	71	128	—	—	30	—	71	128
個別貸倒引当金	336	782	782	834	1	29	335	752	782	834
合計	367	854	854	963	1	29	365	752	854	963

(注) 一般貸倒引当金は業種別区分をしておりません。個別貸倒引当金の業種別区分はP37の個別貸倒引当金欄にてご確認ください。

■貸出金業種別残高・使途別内訳残高

(先数単位：先、残高単位：百万円)

区分	2019年度			2020年度			
	貸出先数	残高	構成比	貸出先数	残高	構成比	
業種別	製造業	120	4,621	4.7%	115	4,384	4.0%
	農業、林業	107	1,116	1.1%	95	1,149	1.0%
	漁業	4	34	0.0%	4	42	0.0%
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	52	0.0%	1	118	0.1%
	建設業	336	9,256	9.4%	350	12,737	11.7%
	電気・ガス・熱供給・水道業	11	2,019	2.0%	11	1,899	1.7%
	情報通信業	10	92	0.0%	11	140	0.1%
	運輸業、郵便業	46	2,589	2.6%	52	3,208	2.9%
	卸売業、小売業	329	7,018	7.1%	347	10,172	9.3%
	金融業、保険業	20	7,482	7.6%	22	9,385	8.6%
	不動産業	182	7,744	7.9%	173	7,717	7.0%
	物品賃貸業	6	524	0.5%	6	500	0.4%
	学術研究、専門・技術サービス業	2	13	0.0%	1	19	0.0%
	宿泊業	19	1,411	1.4%	28	1,814	1.6%
	飲食業	118	1,413	1.4%	141	2,158	1.9%
	生活関連サービス業、娯楽業	30	322	0.3%	43	639	0.5%
	教育、学習支援業	8	146	0.1%	10	219	0.2%
	医療、福祉	83	3,639	3.7%	83	4,489	4.1%
	その他のサービス	194	4,495	4.6%	213	6,093	5.6%
	小計	1,626	53,995	55.3%	1,706	66,889	61.5%
	国、地方公共団体	17	19,240	19.7%	17	17,862	16.4%
	個人	6,712	24,365	24.9%	6,344	23,960	22.0%
	合計	8,355	97,601	100.0%	8,067	108,713	100.0%
使途別	設備資金		33,050	33.8%		31,928	29.3%
	運転資金		64,550	66.1%		76,784	70.6%
	合計		97,601	100.0%		108,713	100.0%

有価証券に関する指標等

■商品有価証券の種類別平均残高

商品用の有価証券は保有しておりません。

■有価証券の種類別・残存期間残高（期末値）と平均残高

(単位：百万円)

	時期表示	1年以下	1年超 5年以下	5年超 10年以下	10年超	期間定め なし	期末値 合計	期中平均 合計
国債	2019年度	—	—	—	1,514	—	1,514	1,231
	2020年度	—	—	—	10,426	—	10,426	5,789
地方債	2019年度	9,099	36,524	18,312	15,360	—	79,297	83,786
	2020年度	13,001	33,267	13,385	23,287	—	82,941	82,831
社債	2019年度	3,265	2,021	4,373	—	—	9,660	11,710
	2020年度	161	4,618	3,424	1,302	—	9,507	9,238
株式	2019年度	—	—	—	—	123	123	63
	2020年度	—	—	—	—	135	135	55
外国証券	2019年度	—	777	1,796	—	6,307	8,881	9,588
	2020年度	—	2,124	2,530	—	7,229	11,885	10,517
その他の証券	2019年度	—	830	3,436	—	1,975	6,241	5,773
	2020年度	—	527	3,307	—	2,218	6,053	6,888
合計	2019年度	12,365	40,153	27,918	16,875	8,405	105,718	112,154
	2020年度	13,163	40,537	22,648	35,016	9,583	120,950	115,322

(注) 当金庫では短期社債を保有しておりませんので、上記表等の有価証券種類区分は割愛しております。

■有価証券の取得価格、時価及び評価損益

1. 売買目的有価証券 該当ございません
2. 満期保有目的の債券 該当ございません
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当ございません
4. その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	2019年度			2020年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	111	43	67	124	43	80
	債 券	86,576	85,029	1,546	77,531	76,544	986
	国 債	499	497	1	4,520	4,493	26
	地 方 債	77,614	76,168	1,445	63,813	62,963	849
	社 債	8,462	8,363	99	9,197	9,087	109
	そ の 他	2,677	2,598	78	13,786	13,321	465
小 計	89,364	87,672	1,692	91,441	89,910	1,531	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	3,895	3,915	△19	25,344	25,661	△317
	国 債	1,015	1,017	△2	5,906	6,007	△100
	地 方 債	1,682	1,697	△15	19,128	19,342	△214
	社 債	1,198	1,200	△1	310	311	△1
	そ の 他	12,440	13,218	△777	4,147	4,350	△203
小 計	16,336	17,133	△797	29,491	30,012	△520	
合 計	105,701	104,805	895	120,933	119,922	1,011	

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
上記の「その他」は、外国証券、投資信託、その他の証券です。
時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
子会社・子法人等株式	—	—
関連法人等株式	—	—
非 上 場 株 式	11	11
組 合 出 資 金	5	5
合 計	17	16

■金銭の信託

該当ございません。

■デリバティブ取引等(信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる情報開示が必要な取引)

該当ございません。

預貸率・預証率等に関する指標

■預貸率の期末値及び期中平均値

	2019年度	2020年度
期 末 預 貸 率	34.96%	35.95%
期 中 平 均 預 貸 率	33.73%	34.67%

$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

■預証率の期末値及び期中平均値

	2019年度	2020年度
期 末 預 証 率	37.87%	40.00%
期 中 平 均 預 証 率	39.35%	38.47%

$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

経営収支に関する指標

■利益率

	2019年度	2020年度
総資産経常利益率	0.20%	0.17%
総資産当期純利益率	0.11%	0.12%

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

■利鞘

	2019年度	2020年度
資金運用利回り	1.05%	0.88%
資金調達原価率	0.80%	0.71%
総資金利鞘	0.25%	0.17%

■業務粗利益

(単位：千円)

	2019年度	2020年度
資金運用収支	3,164,585	2,850,448
資金運用収益	3,219,410	2,894,848
資金調達費用	54,825	44,400
役務取引等収支	41,442	52,614
役務取引等収益	315,270	332,512
役務取引等費用	273,828	279,898
その他業務収支	161,274	15,088
その他業務収益	163,385	16,902
その他業務費用	2,110	1,814
業務粗利益	3,367,302	2,918,151
業務粗利益率	1.10%	0.89%

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

■業務純益

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
業務純益	1,085	703
実質業務純益	1,125	759
コア業務純益	986	759
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	660	648

- (注) ・業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
 業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
 ・実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
 実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
 ・コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
資金運用勘定	304,975	326,925	3,219,410	2,894,848	1.05%	0.88%
うち貸出金	96,148	103,931	1,659,489	1,670,543	1.72%	1.60%
うち預け金	95,314	106,323	202,797	191,413	0.21%	0.18%
うち有価証券	112,154	115,322	1,327,034	1,002,866	1.18%	0.86%
資金調達勘定	284,984	306,540	54,825	44,400	0.01%	0.01%
うち預金積金	278,923	297,855	50,559	44,263	0.01%	0.01%
うち譲渡性預金	6,061	1,886	4,265	136	0.07%	0.00%
うち借入金	—	6,798	—	—	—	0.00%

(注) 資金運用勘定の預け金の平均残高は、各年度とも無利息預け金の平均残高をそれぞれ控除して表示しております。

■受取利息及び支払利息の増減額

(単位：千円)

	2018年度	2019年度		2020年度	
	年度計数 (A)	年度計数 (B)	対前年増減 (B-A)	年度計数 (C)	対前年増減 (C-B)
受取利息	2,989,852	3,219,410	229,557	2,894,848	△324,561
うち貸出金	1,645,929	1,659,489	13,560	1,670,543	11,053
うち預け金	224,275	202,797	△21,477	191,413	△11,384
うち有価証券	1,090,455	1,327,034	236,578	1,002,866	△324,167
支払利息	61,689	54,825	△6,864	44,400	△10,424
うち預金積金	58,610	50,559	△8,051	44,263	△6,296
うち譲渡性預金	3,078	4,265	1,187	136	△4,128
うち借入金	—	—	—	—	—

不良債権に関する指標

■リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

		残 高	担保・保証	貸倒引当金	保全率
破 綻 先 債 権	2019年度	36	10	26	100.00%
	2020年度	15	1	14	100.00%
延 滞 債 権	2019年度	2,412	1,610	753	98.00%
	2020年度	3,747	2,862	817	98.19%
3 ヲ月以上延滞債権	2019年度	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2019年度	3	1	0	47.44%
	2020年度	159	18	21	24.83%
リスク管理債権合計	2019年度	2,452	1,622	779	97.96%
	2020年度	3,922	2,882	852	95.22%

(注)・上記表の「貸倒引当金」は貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権、延滞債権及び貸出条件緩和債権に対して引当計上した金額で貸借対照表に記載した金額よりも少なくなっております。

・保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

・なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額やすでに引当てしている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

○破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立て、または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

○延滞債権

未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

①上記「破綻先債権」に該当する貸出金

②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

○3ヶ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金です。

○貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権」「延滞債権」及び「3ヶ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

○担保・保証額

自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円)

		開示残高 (a)	保 全 額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
金融再生法上の 不良債権	2019年度	2,462	2,407	1,624	782	97.77%	93.45%	
	2020年度	3,937	3,746	2,890	855	95.14%	81.73%	
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2019年度	947	947	343	603	100.00%	100.00%	
	2020年度	930	930	344	585	100.00%	100.00%	
危 険 債 権	2019年度	1,511	1,458	1,280	178	96.49%	77.11%	
	2020年度	2,848	2,776	2,526	249	97.48%	77.72%	
要 管 理 債 権	2019年度	3	1	1	0	47.44%	18.29%	
	2020年度	159	39	18	21	24.83%	15.00%	
正 常 債 権	2019年度	95,667						
	2020年度	105,472						
合 計	2019年度	98,130						
	2020年度	109,410						

(注)「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

○破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

○危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

○要管理債権

資産自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

○正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権をいいます。

自己資本比率規制に基づく開示事項

1. 自己資本の調達及び構成に関する事項

■自己資本の調達手段の概要

当金庫では、地域の会員の皆様からお預かりしている普通出資金のほか、特別積立金、次期繰越金等の内部留保を自己資本の基本的調達手段とし、補完的に一般貸倒引当金を計上しております。

■自己資本の構成

(単位：百万円)

項目	2019年度	2020年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	26,539	26,914
うち、出資金及び資本剰余金の額	577	567
うち、利益剰余金の額	25,990	26,376
うち、外部流出予定額(△)	22	22
うち、上記以外に該当するものの額	△6	△7
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	71	128
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	71	128
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	26,611	27,042
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ※に係るものを除く。)の額の合計額	21	26
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ※に係るもの以外の額	21	26
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ※に係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ※に係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	21	26
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) = (ハ)	26,589	27,015
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	81,156	84,551
資産(オン・バランス)項目	80,965	84,314
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△3,379	△3,227
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△3,379	△3,227
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	190	236
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,793	5,728
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	86,950	90,279
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	30.58%	29.92%

(注)・自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

・本表組みの項目欄の「モーゲージ※」は「モーゲージ・サービシング・ライツ」(住宅ローンを証券化した場合に金融機関が計上する将来の回収代手手数料の現在価値)のことで、紙面スペースを勘案して略記したものです。

2. 自己資本の充実度に関する事項

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、特別積立金等の内部留保を十分に積立し、自己資本を充実させ、経営の健全性、安全性を保ってまいりました。今後におきましても、健全経営を維持するため適正利益を確保し、自己資本の充実を図ってまいります。

■信用リスク・アセット及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	81,156	3,246	84,551	3,382
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	76,511	3,060	79,814	3,192
ソブリン向け	—	—	—	—
金融機関等向け	17,273	690	17,869	714
法人等向け	23,842	953	23,860	954
中小企業等・個人向け	18,531	741	17,986	719
抵当権付住宅ローン	957	38	933	37
不動産取得等事業向け	1,144	45	932	37
3ヵ月以上延滞等	130	5	112	4
信用保証協会等の保証付	893	35	2,310	92
出資等	58	2	57	2
その他のポートフォリオ	13,680	547	15,750	630
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,024	320	7,964	318
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△3,379	△135	△3,227	△129
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,793	231	5,728	229
ハ. 総所要自己資本額 (イ+ロ)	86,950	3,478	90,279	3,611
自己資本の額		26,589		27,015

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。
3. 当金庫が採用する標準的手法は、金融庁告示に定められた手法です。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会のことです。
5. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関等向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要につきましては、他のリスク管理項目とともに、15ページに記載しておりますのでご確認ください。

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（単位：百万円）

地域別・業種別・残存期間別残高	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3か月以上延滞エクスポージャー	
				うち貸出金等		うち預け金、有価証券等			
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
国	内	296,710	334,058	97,916	109,135	190,275	217,888	836	
国	外	11,086	13,681	—	—	11,086	13,681	—	
地域別合計		307,796	347,739	97,916	109,135	201,361	231,569	836	
製造業		4,630	4,393	4,630	4,393	—	—	53	27
農業、林業		1,944	1,914	1,944	1,914	—	—	48	—
漁業		137	146	137	146	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		52	118	52	118	—	—	—	—
建設業		9,686	13,259	9,686	13,259	—	—	9	—
電気・ガス・熱供給・水道業		5,524	6,810	2,020	1,904	3,504	4,906	—	—
情報通信業		133	582	93	141	40	440	—	—
運輸業、郵便業		3,469	3,989	2,591	3,212	878	777	2	—
卸売業、小売業		7,124	10,293	7,124	10,293	—	—	22	—
金融業、保険業		111,711	128,874	7,543	9,443	104,168	119,431	—	—
不動産業		7,886	7,834	7,886	7,834	—	—	17	16
物品賃貸業		525	500	525	500	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		13	19	13	19	—	—	—	—
宿泊業		1,424	1,823	1,424	1,823	—	—	2	30
飲食業		1,741	2,442	1,741	2,442	—	—	30	29
生活関連サービス業、娯楽業		417	755	417	755	—	—	—	—
教育、学習支援業		148	220	148	220	—	—	8	7
医療、福祉		3,705	4,558	3,705	4,558	—	—	614	614
その他のサービス		4,689	6,252	4,677	6,241	11	11	—	—
国、地方公共団体等		98,706	110,792	19,240	17,896	79,465	92,896	—	—
個人		22,310	22,015	22,310	22,015	—	—	25	19
その他		21,812	20,141	—	—	13,294	13,106	—	—
業種別合計		307,796	347,739	97,916	109,135	201,361	231,569	836	744
1年以下		89,005	40,933	19,987	15,669	69,018	25,263		
1年超3年以下		40,987	81,515	7,230	7,459	33,756	74,055		
3年超5年以下		18,323	29,015	10,588	13,956	7,734	15,059		
5年超10年以下		55,930	59,364	25,177	35,616	30,752	23,747		
10年超		63,101	84,160	34,510	36,074	28,591	48,086		
期間の定めのないもの		40,448	52,751	421	358	31,508	45,357		
残存期間別合計		307,796	347,739	97,916	109,135	201,361	231,569		

- （注）・当金庫では、デリバティブ取引を実施しておらず、同取引における信用リスクエクスポージャーはございません。
- 信用リスクエクスポージャー期末残高の内訳において、「貸出金等」「預け金、有価証券等」には、それぞれオフ・バランス取引が含まれております。
 - 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 - 業種別区分の「その他」は、現金、固定資産、投資信託等で業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
 - 残存期間別区分では、現金、固定資産など期間区分ができないもの、オフ・バランス取引、貸出金延滞分など期間区分がないものは「期間の定めがないもの」に含めております。
 - 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 - CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■貸倒引当金の計上基準

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却及び引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しております。

「一般貸倒引当金」については、資産自己査定における債務者区分ごとの貸倒実績率に基づき、正常先債権は今後1年間の予想損失額を、要注意先債権はその他要注意先債権と要管理先債権とに区分し、その他要注意先債権は今後1年間、要管理先債権については今後3年間の予想損失額を貸倒引当金として計上しております。

「個別貸倒引当金」については、資産自己査定における債務者区分が「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の貸出金について、債務者ごとに個別に予想損失額を算出し、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上しており、内訳は29ページに記載しております。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期末残高		期中増減額		2019年度	2020年度
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度		
製 造 業	36	50	50	35	13	△14	—	—
農 業、林 業	0	45	45	35	44	△10	—	—
漁 業	—	—	—	7	—	7	—	—
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	11	11	11	4	0	△7	—	8
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	20	19	19	19	△0	△0	—	—
運 輸 業、郵 便 業	3	2	2	—	△0	△2	—	2
卸 売 業、小 売 業	30	25	25	25	△5	0	1	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	42	30	30	9	△11	△21	—	15
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	99	89	89	152	△10	62	—	2
飲 食 業	55	46	46	44	△9	△2	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	9	5	5	3	△4	△1	—	—
教 育、学 習 支 援 業	8	8	8	7	△0	△0	—	—
医 療、福 祉	—	422	422	428	422	5	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	0	0	0	0	△0	△0	—	—
国、地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	16	23	23	60	6	37	—	—
合 計	336	782	782	834	445	52	1	29

注1 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	130,768	—	153,561
10%	—	9,041	—	23,216
20%	79,742	6,678	87,162	2,632
35%	—	2,735	—	2,666
50%	15,246	200	16,498	190
75%	—	16,982	—	15,993
100%	—	33,088	501	30,874
150%	—	6	—	0
250%	—	170	—	1,462
1,250%	—	—	—	—
合 計	294,661		334,761	

注1 格付は適格格付機関の付与した格付を使用しております。

注2 エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しております。

注3 コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、みなし計算が適用されるエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■標準的手法が適用されるポートフォリオのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

標準的手法が適用されるポートフォリオのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関につきましては、国内企業に対しては、格付投資情報センター（R&I）及び日本格付研究所（JCR）、海外企業に対しては、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）及びムーディーズを採用し、エクスポージャーの種類ごとの使い分けは行っておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金融機関が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証等の対応が該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分なお説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等があり、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱要領」及び「担保掛目基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がございます。この際、信用リスク削減手法の一つとして、金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨を確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金があり、保証としては、地方公共団体、信用保証協会保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、しんぎん保証基金保証は法人向けエクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用集中リスクに関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		2,292	2,184	13,111	13,340

注1 当金庫は、適格金融資産担保について、金融庁の定める簡便手法を用いて算出しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫の有価証券運用におきましては、国内債を中心とした債券運用のほか、リスク分散を基本とし、「派生商品取引」が含まれている投資信託を一部保有しており、「みなし計算適用エクスポージャー」に含まれておりますが、当金庫が直接行う「派生商品取引」は該当ありません。「派生商品取引」には、市場の変動により損失を受ける可能性のある「市場リスク」や、取引相手が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある「信用リスク」が内包されていますが、これらのリスクにつきましても、運用資産として統合的なリスク管理を行っており、リスク許容限度額の範囲内で適切に管理しております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

担保の種類別の額 該当ございません。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本 該当ございません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額 該当ございません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要につきましては、ほかのリスク管理項目とともに、15ページに記載しておりますのでご確認ください。

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャー（以下、単に「出資等エクスポージャー」と略します）は、出資、株式等が該当しますが、上場株式等につきましても定期的に時価評価を行い、その他につきましても財務諸表等により定期的に資産査定を実施するなど、適切なリスク管理に努めております。

■出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	215	215	233	233
非上場株式等	1,196	1,196	1,195	1,195
合計	1,412	1,412	1,429	1,429

注1 出資等エクスポージャーには、保有株式、出資関連を含めておりますが、投資信託等の裏付資産に係る取引につきましては、含めておりません。

注2 上場株式等は期末日における市場価格等に基づいた時価により、貸借対照表に計上しております。

注3 非上場株式等は時価がありませんので、貸借対照表計上額を時価として記載しております。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
売却益	11	—
売却損	—	—
償却	—	0

注 損益計算書における損益の額を記載しております。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
其他有価証券の評価損益	62	80

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
子会社株式及び関連会社株式の評価損益	—	—

9. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの概要

投資信託のように複数の資産を裏付けとする資産（ファンド）については、個々の裏付け資産を金庫が直接保有しているものとみなして個々のリスク・ウェイトを判定し、信用リスク・アセットの総額を計算することが求められており、判定方法により下記の通り分類されています。

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	13,107	12,946
マンドート方式を適用するエクスポージャー	5	5
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

注1. ルック・スルー方式とは、当該エクスポージャーの個々の裏付け資産の信用リスク・アセットの額を合計して算出する方式です。

注2. マンドート方式とは、当該エクスポージャーの運用基準（マンドート）に基づき、組入れる裏付け資産を保守的に想定して、信用リスク・アセットの額を算出する方式です。

注3. 蓋然性方式とは、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、250%以下又は400%以下である蓋然性が高いことが明らかな場合に、それぞれ250%、400%を適用して信用リスク・アセットの額を算出する方式です。

注4. フォールバック方式とは、ルック・スルー方式、マンドート方式、蓋然性方式が適用できない場合に、エクスポージャーの額に1250%のリスク・ウェイトを適用して信用リスク・アセットの額を算出する方式です。

10. 金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

(1)リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当金庫では、市場金利の変動による資産価値や将来収益に影響を及ぼす金利リスクについて、市場リスクカテゴリーの一つとして管理しています。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book※）については、モニタリング体制を整備し厳正な管理に努めています。（※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

(2)リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、ALM管理体制のもとでIRRBBによるリスク量のモニタリングを定期的に行うほか、統合的リスク管理体制のもとではリスク資本配賦運営を行っており、市場リスクに対しリスクリミットを設定しリスクコントロールすることで、健全性の確保に努めています。

(3)金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として月次で金利リスクの計測を行っており、四半期毎にIRRBBの基準に沿った詳細な計測をしています。

(4)ヘッジ等金利リスクの削減方法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

当金庫では、スワップ、先物、オプション等によるヘッジ取引は行っておりません。

■金利リスクの算定方法の概要

(1)開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE（注1）及び△NII（注2）並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(注1) IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(注2) IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

(c) 流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d) 固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、考慮していません。

(e) 当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

(f) 当金庫ではIRRBBの算出にあたり、スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

(g) 内部モデルは、使用していません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動は、下記金利リスク量に記載のとおりであります。

(i) 当期の重要性テスト結果は、昨年度の金利リスク量を上回りますが、統合的なリスク管理の一環として金利リスクを含めたリスク資本配賦運営を行っており、十分な自己資本の余裕額を確保し健全経営を維持しております。

(2)自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

(a) IRRBBについては、△EVE以外に100BPV、200BPVの金利リスクを月次で計測しています。また、有価証券運用におきましては、リスクカテゴリー別のVaR計測、ストレステスト、過去の一定期間における最大金利上昇幅をシナリオとした自己資本に与える影響度の検証を四半期ごとに実施しております。

(b) 当金庫では、前述のリスク資本配賦運営により、金利リスク等の市場リスク量に対しリスク限度額を設定し管理することで、健全性の確保に努めております。また、市場取引については市場リスク量の管理に加え、残高による種類別運用上限枠や時価評価下落率によるアラームポイントやロスカットルールを設定しており、リスクのコントロールを行っております。

■金利リスク量

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	12,546	8,264	514	185
2	下方パラレルシフト	0	0	24	10
3	スティープ化	10,841	7,486		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	12,546	8,264	514	185
8	自己資本の額	当期末 27,015		前期末 26,589	

法令等に基づく開示項目一覧

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項
 - (1)事業の組織 4
 - (2)理事及び監事の氏名及び役職名 4
 - (3)会計監査人の氏名又は名称 26
 - (4)事務所の名称及び所在地 43
2. 金庫の主要な事業の内容 5
3. 金庫の主要な事業に関する事項
 - (1)直近の事業年度における事業の概況 6
 - (2)直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 9
 - ① 経常収益、経常利益、当期純利益、出資総額及び出資総口数、純資産額、総資産額、預金積金残高、貸出金残高、有価証券残高、自己資本比率、出資に対する配当金、職員数
 - (3)直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
 - ① ① 主要な業務の状況を示す指標 … 31～32
 - ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)
 - イ.資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支
 - ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや
 - エ.受取利息及び支払利息の増減
 - オ.総資産経常利益率
 - カ.総資産当期純利益率
 - ② ② 預金に関する指標 29
 - ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高
 - イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高
 - ③ ③ 貸出金等に関する指標 29～31
 - ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
 - イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
 - ウ.担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額
 - エ.使途別の貸出金残高
 - オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
 - カ.預貸率の期末値及び期中平均値
 - ④ ④ 有価証券に関する指標 30～31
 - ア.商品有価証券の種類別の平均残高
 - イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高
 - ウ.有価証券の種類別の平均残高
 - エ.預証率の期末値及び期中平均値

4. 金庫の事業の運営に関する事項
 - (1)リスク管理の体制 15
 - (2)法令遵守の体制 17
 - (3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況 10
 - (4)金融ADR制度への対応 18
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況
 - (1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 26
 - (2)貸出金のうち次の貸出額及びその合計額 33
 - ① 破綻先債権に該当する貸出金
 - ② 延滞債権に該当する貸出金
 - ③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金
 - ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金
 - (3)自己資本の充実の状況について 35
 - (4)次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 31
 - ① 有価証券
 - ② 金銭の信託
 - ③ 第102条第1項第5号に掲げる取引
 - (5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 29
 - (6)貸出金償却の額 37
 - (7)会計監査人の監査報告 26
6. 報酬等に関する事項 28

金融再生法に基づく開示項目

1. 金融再生法開示債権 33

自己資本の充実の状況

(自己資本比率規制の第3の柱)に基づく開示項目

1. 自己資本の構成に関する開示事項 34
2. 定量的な開示事項
 - (1)自己資本の充実度に関する事項 35
 - (2)信用リスクに関する事項 36
 - (3)信用リスク削減手法に関する事項 38
 - (4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 39
 - (5)証券化エクスポージャーに関する事項 39
 - (6)出資等エクスポージャーに関する事項 39
 - (7)リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 40
 - (8)金利リスクに関する事項 40

店舗移転のお知らせ

稲美支店は美幌支店内に移転します

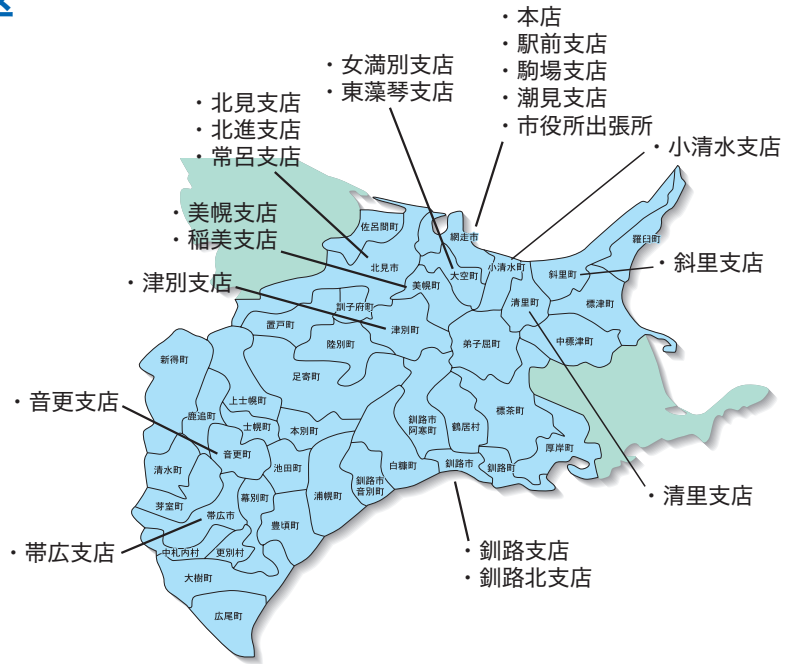
(一つの店舗内に複数の営業店が同居する“店舗内店舗”になります)

1. 移転予定日 **2021年11月1日(月)**
2. 移転場所 網走郡美幌町字大通北3丁目12番地の1 (美幌支店内)
3. 移転後のお取引等

- ▶ 移転にあたり、お客さまの手続きは一切必要ございません。
- ▶ 移転後も、支店名・店番・口座番号等の変更はございませんので、ご利用の通帳・証書・カード等はそのままご利用いただけます。
- ▶ 稲美支店ATMについては、10月29日(金)17:00をもちまして取扱いを終了させていただきます。

事務所の名称、所在地及び営業地区

北海道網走市、北見市、釧路市、帯広市
 北海道網走郡美幌町、津別町、大空町
 斜里郡斜里町、小清水町、清里町
 常呂郡佐呂間町、訓子府町、置戸町
 川上郡弟子屈町、標茶町
 釧路郡釧路町
 厚岸郡厚岸町
 標津郡中標津町、標津町
 目梨郡羅臼町
 阿寒郡鶴居村
 白糠郡白糠町
 河東郡音更町、上士幌町、士幌町、鹿追町
 足寄郡足寄町、陸別町
 河西郡芽室町、中札内村、更別村
 中川郡幕別町、池田町、本別町、豊頃町
 上川郡新得町、清水町
 十勝郡浦幌町
 広尾郡大樹町、広尾町



店舗一覧と店舗内ATMコーナー

2021年7月1日現在

店 舗 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	ATM コーナーのご利用時間帯	
				平 日	土・日・祝日
本 店	093-0014	網走市南4条西1丁目8番地	(0152)43-3111	8:30~19:00	9:00~17:00
☆ 市役所出張所	093-0006	網走市南6条東4丁目網走市役所内	(0152)44-6260	9:00~17:00	—
☆ 駅 前 支 店	093-0046	網走市新町1丁目7番地10	(0152)44-5265	9:00~17:00	—
斜 里 支 店	099-4112	斜里郡斜里町港町2番地48	(0152)23-3111	9:00~18:00	—
美 幌 支 店	092-0050	網走郡美幌町字大通北3丁目12番地の1	(0152)73-2161	8:30~18:00	9:00~17:00
☆ 常 呂 支 店	093-0210	北見市常呂町字常呂325番地16	(0152)54-2304	9:00~17:00	—
☆ 小 清 水 支 店	099-3642	斜里郡小清水町南町2丁目1番10号	(0152)62-2221	9:00~18:00	—
☆ 清 里 支 店	099-4406	斜里郡清里町水元町16番地2	(0152)25-2311	9:00~18:00	—
☆ 女 満 別 支 店	099-2323	網走郡大空町女満別西3条4丁目2番6号	(0152)74-2171	8:30~19:00	9:00~17:00
☆ 東 藻 琴 支 店	099-3293	網走郡大空町東藻琴360番地の1大空町東藻琴総合支所内	(0152)66-2311	9:00~17:00	—
北 見 支 店	090-0044	北見市北4条西4丁目14番地	(0157)23-7366	8:30~18:00	9:00~18:00
☆ 津 別 支 店	092-0231	網走郡津別町字大通39番地1	(0152)76-2101	8:30~18:00	9:00~17:00
釧 路 支 店	085-0032	釧路市新栄町3番13号	(0154)24-0165	9:00~17:00	—
■ 北 進 支 店	090-0052	北見市北進町4丁目3番48号	(0157)22-3111	8:30~18:00	9:00~18:00
☆ 釧 路 北 支 店	085-0057	釧路市愛国西1丁目24番17号	(0154)38-3111	8:30~17:00	—
☆ 駒 場 支 店	093-0035	網走市駒場南4丁目4番3号	(0152)45-3111	8:30~19:00	9:00~17:00
帯 広 支 店	080-0015	帯広市西5条南14丁目4番地1	(0155)21-3111	8:30~17:00	—
☆ 稲 美 支 店	092-0069	網走郡美幌町字日の出1丁目1番地1	(0152)72-1200	9:00~17:00	—
■ 潮 見 支 店	093-0042	網走市潮見6丁目105番15	(0152)43-4800	9:00~18:00	—
☆ 音 更 支 店	080-0301	河東郡音更町木野大通西10丁目1番地7	(0155)30-2100	9:00~17:00	—

※平日窓口の営業時間は9:00~15:00となっておりますが、☆または■の店舗は次の通りお昼休みとして窓口を閉鎖しております。

☆ = 11:30~12:30 ■ = 12:30~13:30

店舗外ATM

2021年7月1日現在

設 置 場 所	所 在 地	ATM コーナーのご利用時間帯	
		平 日	土・日・祝日
フードマスターベーシック駒場店内	網走市駒場南8丁目87番地9	9:00~19:00	9:00~17:00
東京農業大学オホーツクキャンパス内	網走市字八坂196番地	10:00~17:00	—

※店舗外ATMでは現金でのお振込みはご利用いただけません。そのほか、土・日・祝日の現金でのお振込みはご利用いただけません。

※各店舗の店舗内ATM及び店舗外ATMには、視覚に障がいのある方や高齢の方に配慮した、音声案内機能のあるハンドセットを備えております。

※網走市役所内に開設しております市役所出張所での新規申込を含む預金取引等は全て母店であり本店扱いのお取引となります。

※東藻琴支店及び稲美支店は預金特化型店舗のため、新規のご融資については受付けておりません。

※店舗外ATMは、設置場所が閉鎖されている時間帯等にはご利用いただけません。



いつも身近なおつきあい

あばしんきん

〈ホームページ〉 <http://www.abashin.co.jp>

〈Eメール〉 info@abashin.co.jp



携帯電話HP

<http://www.abashin.co.jp/mobile/index.html>



スマートフォンHP

<http://www.abashin.co.jp/sp/>